

LIBRA

2019年 12月号

〈特集〉

家事調停のおもてうら

〈インタビュー〉

前最高裁判所判事 岡部 喜代子さん



Weihnachten in Deutschland

—ドイツのクリスマス—



ドイツでは、11月末の週末からクリスマス前までの4週間をアドベントといい、2500以上ものクリスマスマーケットが開かれるそうです。本場ならではの大きなクリスマスツリーをはじめとする各地のイルミネーション。毎年デザインが変わるオリジナルマグカップで飲むグリューワインやソーセージ。寒さも忘れて、何度でも訪れたい光景が広がっていました。

会員 菅原 草子 (71 期)

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2019年12月号

特集

02 家事調停のおもてうら

インタビュー

20 前最高裁判所判事 岡部 喜代子さん

ニュース&トピックス

25 先進会員感謝慰労の会が開催されました

連載等

- 26 理事者室から
「人権の東弁」を後退させず、持続可能な弁護士会を目指して 川村百合
- 27 今、憲法問題を語る
第97回 災害大国日本の災害対策・対応と改憲による緊急事態条項の必要性
津田二郎
- 28 常議員会報告(2019年度 臨時第2回／第7回)
- 30 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応
第99回 実在する弁護士名をかたる詐欺の現状と対応策 若宮良一
- 31 性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を
第35回 仕事と介護 大和加代子
- 32 近時の労働判例
第80回 中労委平成31年2月6日命令(セブン・イレブン・ジャパン(中労委)事件)
友成 実
- 34 刑弁でGO!
第88回 勾留理由開示公判の活用 大久保博史・小林英晃
- 36 via moderna—連載 新進会員活動委員会
第79回 若手弁護士のための飲食店を紹介する
vol.2 法律事務所が多いエリアのお薦めお弁当①
大見愛彩・近藤 亮・広野文治・後藤玲奈・齋藤 魁
- 38 わたしの修習時代：人の縁 65期 高橋弘行
- 39 71期リレーエッセイ：また会う日まで 中山基義
- 40 お薦めの一冊：『あなたが変わる裁判員制度』 河崎健一郎
- 41 コーヒーブレイク：弁護士の「おしごと」を体験！ 高島希之
- 42 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 44 会長声明
- 52 インフォメーション

2019年 LIBRA 特集一覧

- 1月号 公設事務所の活動と意義
- 2月号 裁判所を味方につける戦い方
- 3月号 坂本弁護士殺害事件と
弁護士業務妨害
- 4月号 弁護士の働き方改革を考える
- 5月号 すっきり早わかり 相続法改正
- 6月号 成年後見実務の運用と諸問題
- 7月号 民事信託の基礎と実務
- 8月号 知っておきたい
消費者問題の最前線
- 9月号 Whistleblower Protection Act
公益通報にまつわる最新トピックス
- 10月号 東京弁護士会の再建に向けて
- 11月号 動物愛護法2019年改正と
実務上の課題
- 12月号 家事調停のおもてうら

家事調停のおもてうら

調停？ 待っている時間が長くて苦手だな…
と思われる方いませんか。でも、悩んでいる
本人の気持ちを丹念にすくい上げて聞き取り、
より良い解決を目指すためにはその時間も必
要なんだ、と調停の要諦を教えてくれるのは
元家裁裁判官の近藤弁護士だ。本特集では、
家事調停をめぐり、5人の弁護士によるフリー
トークで調停たるものの理念と現実を語って
もらった。いずれも論客ばかりで、教えられる
ことも多かった。全体をまとめてくれたのは
兼川弁護士の見事な司会である。

(LIBRA 編集会議 味岡 康子, 田中みどり)

CONTENTS

調停は裁判所と代理人の協働関係で成り立つ
争点整理と書面
調停の妙味
調停というシステム
増加する調停事件
ジェンダーバイアスはあるか
申立書の書式
プライバシーへの配慮
家事事件の報酬
進行がおかしいと思ったら
高裁との関係
遺産分割
子どもは取った者勝ち？
婚姻費用・養育費・財産分与
人をよく見る目を持って
裁判所との協議を実務に生かす

座 談 会

【日 時】2019年9月25日(水)13時～16時

【出席者】近藤ルミ子 (32 期) 第一東京弁護士会会員・元東京家庭裁判所所長代行
*敬称略
町田 弘香 (41 期) 元東京家庭裁判所調停官
石黒 清子 (43 期)
田中みどり (47 期)
兼川 真紀 (48 期) 司会

兼川：今日は家庭裁判所の調停実務についての座談会ということでお集まりいただきました。ご出席いただいているのは、家庭裁判所裁判官でいらっしゃった近藤さん、家庭裁判所調停官をなさっていた町田さん、家事実務の著書も多い石黒さん、LIBRA編集委員の味岡さん、田中さんです。

味岡さんがこの座談会の企画者ですが、事前の取材の過程で、代理人である弁護士の調停に対するイメージがかなり違うんじゃないか、と伺いました。

味岡：編集担当の味岡からひと言。相手との合意を何とかまとめたというのがそもそも調停なのであって、訴訟と違うところはそこだから、調停はそこを目指すべきで、昨今は書面、書面と家裁の方も言うけれども、それは少し違うんじゃないかという意見は結構若い弁護士もおっしゃっていますね。私は若い方はもっと訴訟に近づけるような言い方をされるのかと思ったら、そうではないという方も結構いらっしゃいました。それではよろしくお願いします。

兼川：そこでまず、調停というのがどういうものか、皆さんのイメージを伺うところから始めたいと思います。後半で、事件ごとの各論的な話もできればと思います。

調停は裁判所と代理人の協働関係で成り立つ

兼川：調停をどうとらえるかということについて、どのようにお考えですか？ まず基調報告的に近藤さんいかがですか？

近藤：とても難しい問題ですけど、私が頭に描いている調停というのは、裁判所と代理人が一緒になって、いくつかの枠組みの中で当事者にとってよい解決を目指す手続きなんですね。

枠組みとしては、まず、法律の枠組みがある。そ

れから、家事事件というのは背景事情を無視しては解決できない、そういう性質がありますので、事案ごとの背景事情による枠組みも重要だと思います。そういうものを踏まえて、当事者にとってどういう解決がいいんだろうかということを考え、目指していく手続き。

より良い解決を目指すためには、手続きを司る裁判所だけ、当事者の利益を守る代理人だけがそれぞれ頑張ればよいというわけではなく、双方がその事案の枠組みの中で協働関係を保つことが大切だと、そうすることで、はじめて当事者にとってより良い解決を目指すことができるのではないかと常々考えて仕事をしてきました。

協働関係というのは、もちろん馴れ合いで手続きを進めるという意味ではありません。当事者にとってできる限り良い解決を図るという共通の目的があるわけですから、その目的に向かって、事案の枠組みについて共通認識を保ちながら、それぞれの役割を十分に果たすことが大切だと考えているのです。協働関係を維持する中で、家庭裁判所はやるべきことをやらなければいけません、そのためには、一番最初に当事者に接する代理人がきちんと事情聴取をして、事案を的確に把握し、適切な手続きを選択して、申立てをする。そこからスタートですね。スタートがそういう状態であれば、家庭裁判所もやるべきことを明確に把握して手続きを進めることが可能になってくるのだと思うのです。

兼川：皆さんの中であまり枠組みは関係ないと思われる方はいらっしゃいます？ 代理人の中には法律の枠組みはあまり考えないで、調停委員に取り持ってもらって、何かふわっと合意するみたいなことを目指している人もいるようにも聞くのですけど。

田中：それは事案によるのではないのでしょうか。自分

の立場が法的に強い場合と、危い場合と。例えば、自分の依頼者が有責配偶者である場合には、訴訟は避けたいので、なるべく調停で折り合いをつけられればいいなと願います。そういう事案では、ふわっとしたところを求めることはあり得ると思います。

ただ、そのような事案でも、やはり、法律上の枠組み、背景事情の枠組みを認識していることは前提であると思います。その前提があった上で、調停という手続きでは、事案によっては「ふわとした話し合い」もありうるし、調停だからこそ可能なのかなという気はします。

石黒：判決になった場合にはどうなりそうかということ想定した上で、それよりも、合意により柔軟な解決を図った方が、当事者にとって紛争の抜本的解決のためにはよいのではないかということだと思います。法的にどうなるのかということを考えもせずに、行き当たりばったりでやっている、落としどころがないまま進んでしまい、互いに自己主張するだけで対立が激化し、最悪の事態にもなりかねません。

特に家事事件は、争っている当事者だけではなく、例えば、子どもであるとか親であるとか、その他利害関係を持つ人たちが多く、そこまで含めた全体像を把握して、法的にはどうなるのかということをやはり考えておかないといけません。

そもそも、法律は、話し合いによってどうしても解決できない争いが生じた場合の解決方法として、過去の経験の積み重ねから、これでいいだろうと考えられる最低限のルールを制度化したものだと思います。なので、それを踏まえた上で、さらにより良い解決が目指せないかというところを当事者が考え、より柔軟な解決を目指すべきだと思いますね。

田中：そうですね。依頼者に対して、「法律がこうなっているから、この点は譲歩しなければならない」

等の説得をすることも、弁護士の役割です。それをやらないのならば、代理人に弁護士をつけている意味がないですね。

争点整理と書面

兼川：裁判所が書面を要求するという話がありましたが、そうなっていますか。

町田：最近、夫婦関係調整事件においても調停委員から主張書面の提出を求められることがあります。

婚費とか最終的に審判になる事件では、書面で主張することに意味がある場合もあると思います。ただ離婚とか円満とかそういう事件では、書面を出したとしても、最終的に裁判所が判断を示すわけではなく、当事者間で合意が成立しなければ、事件は終了しない。それなのに、書面を出すと対決的な構図がすぐくはっきりしてしまい、合意が成立しにくくなるということもあるように思います。書面を出しても、相手の主張を反対当事者が認めることなんて絶対にならず、双方の非難・中傷合戦みたいになるだけで、当事者にとっての書面を提出するメリットが分かりません。書面は提出させずに、調停委員が間に入って、一方当事者からの話を、相手が傷つかないように、あるいは工夫して伝えることで、上手に話し合いを進めていくという昔ながらの調停の一つの手法を活用した方がいいんじゃないのかなあ。調停委員が聴き取りをしたくない、そういう手間を省きたいのかなと感じてしまうことがあるんですけど、書面の提出は円滑な調停のためにどうなんだろうかと。

近藤：事案によっては、代理人の方でも調停段階ではあまり書面を書きたくないというのはあるかもしれませんね。書面を書いてもらわないと背景事情なども



第一東京弁護士会会員
近藤 ルミ子 (32期)

明確にならないから、家庭裁判所側は書面を取っておきたいということもあるでしょうし、事案によっては事細かに書面を求めることをせずに話し合いを進めた方がいいものもあるでしょうし。代理人によっては、訴訟になれば書面の作成に大変な思いをしなければいけないのだから、調停ではあまり書面、書面と言わないでほしいという思いもあるかもしれませんね。

田中：家事といっても夫婦関係調整事件と遺産分割事件とは、また違いますよね。遺産分割事件で書面を用意しないのはリスクが高いと感じています。

どの案件でも、調停委員は、きちんと話を聞いてくださっていると信じていますが、本当にこちらの言うことを100%正しく理解してくださっているか、あるいは、こちらの説明不足で誤解させてしまっていないかが不安なので、結局、夫婦関係調整事件でも、自分の言葉で書いた書面を出すことが多いです。

近藤：たぶん調停委員にもよるのかなと思いますね。田中さんがおっしゃるとおり、例えば、遺産分割や財産分与などでは、やはり書面を書いてもらって、争点を整理していくということは当然必要だろうと思うんですね。ところが、離婚原因で感情的な部分や、それから細かい事実の対立があるものについて、書面の作成をすることは必ずしも調停では適切ではないということがあると思います。今は法律上の争点については争点整理をしながら手続きを進めていくということを言われますので、そこを何でもかんでも書面提出を求めてやらなきゃいけないと思いこんでいる調停委員とその辺のすみ分けがきちんとできる調停委員とがいるのかなという気がします。書面提出を求めることで聴き取りを省略しよう、楽をしようというのとはちょっと違うと思います。

調停の妙味

兼川：今、調停委員の話が出たのですが、こっちの言っていることを向こうに伝え、向こうが言っていることをこっちに伝え、ということをやり続けるので、法的にはこうなんだからそう言ってくださいと言うと、私は調停委員ですから調整しているだけですというようなことをおっしゃる方も中にはいらっしゃいますね。

石黒：昔、相続の案件だったんですけど、相手の言っていることをそれこそお返しに伝えてくるだけの調停委員がいて、中には法的に明らかにおかしい主張もあったわけですよ。だから、「それは法的におかしいですよ」と反論したら、調停委員の1人が、「言われることは理解できますが、私たちみたいに法曹資格のない人間が相手方代理人の弁護士にそんなこと言えません。直接言ってください」と言われたことがあります。そして、相手方代理人を呼んでくれたので、調停委員の前で私が伝えたことはありました。

近藤：そういう場面では裁判官を呼ぶべきではないかと思いますね。調停委員は、調停にとっても熱心に取り組んでいる方が多いことは間違いないんですよ。調停というのはそこによって立っている手続きでもあるんですね。ただ当事者の権利意識が非常に高くなってきていますので、調停委員の人選や教育などは社会状況の変化に合わせて変えていかないといけないだろうと思いますね。

兼川：こんなに弁護士がたくさんいるんだから、調停委員を全員弁護士にしたらどうですかね。

近藤：それではやっぱり調停の妙味が失われることになるでしょう。

兼川：調停の妙味？

近藤：一般の方の経験や知恵を紛争解決のために活かすというようなことですかね。

私が弁護士になってからの数少ない経験ですけれども、気になるのは、弁護士と一般の調停委員が組んで調停をされる場合、ほとんど弁護士調停委員がしゃべっていて、一期日で一般調停委員からの問い合わせが一回もないというようなことがありますね。待合室に呼びに来るのはもっぱら一般調停委員で、調停室では一言も話さないというようなことが。

田中：確かに、待合室に呼びに来られる方は、そういう傾向があるかもしれませんね。

近藤：家事事件というのは一般調停委員が問い合わせすべき場面というのはやはりあると思うんですよ。背景事情を踏まえた問い合わせなど一般調停委員がすることで当事者の気持ちが動くという場面はあると思うんです。法律論だけではなく。遺産分割ですらそういうところはあると思うので、弁護士調停委員と一般調停委員の間で評議をして、あうんの呼吸でやればいいのになと思うんですけどね。弁護士調停委員が法的争点だけに焦点を絞ってきれいに整理していこうとされるので、当事者がちょっとかちんときたりすることもあるわけですよ。それぞれの力をうまく使って調停を進めればいいのになと思うんですけどね。遺産分割事件であっても、このように一般調停委員に期待されている場面というのがあるわけですから、現状で一般調停委員が弁護士調停委員に遠慮してあまり発言をしないからといって、弁護士調停委員だけにすると、今まで培ってきた家事調停のいい部分がなくなってしまうだろうと思いますね。一般の調停委員にそれぞれの力をもっと発揮してもらい、より良い調停を目指してほしいですね。

兼川：いい部分というのは、言語的にはどういうものですか？



会員
町田 弘香 (41期)

近藤：それこそ先ほどの発言にふわっとした手続進行というのがありました。遺産分割などで、争点整理をし、当事者が互いに争点について共通認識をもちながら手続を進めていくという場合であっても、途中経過で少しふんわりとした部分というものがどうしても入り込まないといけない場面というのはあると思うんですよ。

説得とか働き掛けという場面で、やはり一般調停委員の柔らかな言葉とか今までの経験に基づく言葉というのが必要になるはずなので、それを全部弁護士が担うというのはちょっと難しいと思うんですよ。

兼川：なるほど。調停というのは各国やっている手続きなんですか。日本以外の国でも。

近藤：家事調停は日本独特の部分が多い。話し合いの手続きというのは外国でもいろいろあるけど、家事調停は外国から調査に来ます。

兼川：いいですねと言って帰られる？

近藤：皆さん熱心に調査していかれますね。

調停というシステム

兼川：調停運営的なところでの考えはいかがですか？

田中：この点については、代理人と依頼者と受け止め方が違うこともあるかもしれません。例えば、代理人からすると、もっとテキパキ進めてほしいとか、イライラするような場面であっても、調停委員が何気なくさっと口にした発言が、実は依頼者の心に染みているのかもしれないと感じたことがあります。

兼川：我々には染みないかもしれませんが……。

田中：実は調停には、そういう効用もあるのではないかと気づきました。依頼者からすれば、調停委員は、「裁判所の人」なので、代理人の言葉とは違う重みがあるのではないかと。

兼川：30分待ったり40分待ったりというのはどうかなというご意見をお持ちですか？

田中：相手方をもうひと押しすればまとまる、という事案では、調停委員が相手方に対して時間をかけて説得してくださるというのは、大変ありがたいことだと思います。特に、代理人がついていない案件ならば、時間がかかるのもやむを得ないと理解します。ただ、そういう事案でも、やはり長時間待たされるとくたびれてしまうのも事実ですね。あと、どう考えても調停ではまとまらないような案件では、早く調停不調にしてもらって、審判とか訴訟の別の手続きに移りたいのにな、と思います。時間の使い方についての価値や忍耐力は、個々人によって違いますよね。

今、一番困るのは、離婚調停の場合には、原則として本人同行を求められることです。もちろん、調停の席で、本人の口から事案説明をしてもらう意味は重々理解しています。しかし、依頼者から「弁護士を雇っているのに、仕事を休まなければならないのですか？」と聞かれると、私も辛いです。特に、申立てを受けた相手方の立場の事案では、依頼者の負担は非常に大きいと感じています。

兼川：平日の10時から5時までということですからね。

田中：わざわざ有給休暇を取得して調停に来た依頼者が、1時間も待合室で待たされるのです。そういう負担の重なり合いが、手続きに対する不満になり、それがさらに問題をややこしくして、事案解決の妨げになることもあるのではないかと。

兼川：時代に合っていないというか、やや時代遅れなビジネスモデルというか、そういうものにもしかたらなっているのかもしれない。

田中：例えば、裁判所内にWi-Fi設備が導入されていけば、代理人も依頼者も待ち時間を有効活用で

きて、少しはイライラの解消ができるのではないのでしょうか。

兼川：調停のシステムが現代のビジネスモデルに合っていないかもしれないというような感覚というのは、裁判所は持っているものですか？

近藤：あまり強く意識はしていないだろうと思いますね。家庭裁判所の歴史とともにずっと来ている調停手続きですので、やはりビジネスモデルとして古いといわれれば全くそのとおりかなという感じはしなくはないですが、でもそれがある意味、逆にいいということで使われている面もあるのでしょうか。

増加する調停事件

兼川：全体的に事件が減っている中で、家裁の事件は増えているようですが、なぜ活気づいているんですかね。

田中：それは、離婚に対する社会のハードルが低くなっており、離婚に踏み切る人が増えているからではないでしょうか。

石黒：私もそういう気がします（笑）。

近藤：気軽にそこで合意ができれば非常にいいと。裁判所で調書を作ってもらえれば執行もできるしお金も安いしということでいくと、やはり手続きとして気軽に使える。

ジェンダーバイアスはあるか

兼川：調停手続きの中でジェンダーバイアスみたいなものを感じることはありますか？ 女の方はちょっと我慢しなさいモデルというか、よく子育てをしてお父さんは素晴らしいんだけど、ちょっと手抜きをすることもあるお母さんはひどい人で、トータル

で見るとちょっと手抜きをしているお母さんの方が、よく子育てをしているお父さんよりはずっと子育てしているのに、男性は褒めたたえて、女性はちょっとだめなお母さんのみにするというか、そういうことでむっとするようなご経験はないですか。

町田：裁判所はまだ、ジェンダーバイアスにとらわれている気がします。子どもの取り合いの事件でもそうですし、婚費の事件でも、女性が無職だと120万円位は収入が得られるはずだという計算で、婚費が決まりますよね。でも、健康で働くことになんの問題もない男性が無職の場合、120万円の収入でみてもらえるのでしょうか。これは、女性は家庭にいて、男性は外で働くという役割分担がまだ頭にあるからかもしれません。また、DVにしてもそうですよね。女性と男性とでは、暴力をふるった場合の裁判所の評価が異なる気がします。男性と女性の肉体的な力が違うとかそういう指摘がされるのかもしれませんが、DVで、心が傷ついたりするのは、男女を問わないですね。私は裁判所は公平ではなくて、男性よりも女性を保護すべきと考えているところがあるように感じるがあります。

田中：親権問題については、やはり母親側が強いのかな、という印象はあります。あと、浮気案件では、男に甘く、女に厳しいような気がしなくもない。

ただ、ジェンダーバイアスではないけど、調停委員は、いろいろな意味で「弱い」方の当事者に、譲歩を求めるような感じを受けることもありますね。

町田：あ、そうですね。

田中：私の経験では、代理人がついていない女性が当事者のときには「弱い」かなというときがありますね。

兼川：説得しやすい方に譲歩を求めているんですね。

田中：ただ、ジェンダーバイアスという意味では、どうですかね。

近藤：説得しやすいほうを説得をするというのは、私はちょっと何か、え？と思ったんですけど、そうなんですか。そうは思いたくないですね。

一同：そうです（！）。

兼川：私などすごく物分かりがいいから、いつも説得されている（笑）。

田中：私は、「譲らないタイプ」と思われているかも（笑）。でも、調停委員も説得しやすい方に時間をかけているかも、という感じを受けるときはありますよね。

石黒：代理人をつけずに本人だけで調停をしておられる方の中には、自分ばかり説得されているような気がすると言われる方が結構いらっしゃいます。私が代理人として調停にいくと、全然そんなことないので、依頼者にそう言うと、弁護士がついたら調停委員の態度が百八十度変わったと言うのです。

調停委員も意図してやっているわけではないけれども、おそらく事件を終わりにするためには、どちらを説得した方が早いかなと思うところはあって、つい説得されやすい弱い方に強く出てしまうことがあり、それが、当事者本人からすると「自分ばかりが」というように映ってしまうのではないのでしょうか。そのために調停委員に対する信頼がなくなってしまうと、その後の調停は本当にうまくいなくなってしまうので残念です。

近藤：そういう流れがあるとすれば、そもそも合意成立もちょっと難しくなってくる可能性だってありますよね。

石黒：それに、家事事件には、損得勘定だけでは片づけられない、当事者の気持ちや思いというものがある割合が非常に大きいという特徴があります。そのため、法的にはこうだとか、損得勘定からすればこれで得するからいいでしょなどと、いかに言ってみたとところで、当事者本人が抱える辛さや怒りといっ



会員
石黒 清子 (43期)

た思いに共感し、それをなんとか消化させてあげないことには、紛争を終わりににはできません。本人の思いを理解し共感した上で、それでも、判決になったらこうなってしまうかもしれないとか、あなたや子どもの将来のことを考えたらこの解決も悪くはないのではないかといった説得の仕方でない、当事者は自分のことを全然分かってきていないと思ひ込み、聞く耳を持たなくなってしまうがちです。ですから、調停委員が当事者本人のことを理解し、本人も調停委員は自分のことを理解した上で助言してくれていると思えるまでに会話をすることは必要であり、そのために、どうしても、時間がかかってしまうのだと思います。

本人の気持ちを代弁できる弁護士が付いていればいいように思えますが、弁護士を通すことによって脚色されてしまう可能性があり、調停委員も本人がどう思っているのかをじかに聞きたいということがあろうでしょうし、その場合、本人も話が上手な人と苦手な人がいるので、そのためにかかる時間は、ある程度しょうがないと私は思っています。

兼川：1回目は別な時間に呼べばいいんじゃないですか？

石黒：1回目だけは、例えば1時間ほどずらして他方当事者を呼ぶということにするだけでだいぶ違いますよね。

田中：そうしてもらえると、かなり負担感が減って楽ですね。私も、文句がちよっと減るかも。

兼川：そうですね。平日休むというのも半休で済むとかいろいろありますよね。

石黒：あとは、電話会議システムを使うといいらしいですよ。家裁ではWi-Fiは使えないから仕事ができないけれど、事務所で電話会議システムを使えば、他方当事者が調停委員と話している間はずっと仕事

ができるそうです。

町田：そうなんです。すごく楽ですよ。

兼川：電話会議の調停って、ちゃんと伝わっている感がありますか。

町田：事件の種類によると思います。私が経験した事件は婚費の事件なので、心のあやみたいな問題は何もなくて、ちゃんと伝わっていると思います。

申立書の書式

兼川：各論的なことに入ろうかと思うんですが、調停の申立てをするとき、書式は裁判所書式で作っておられますか？ あれはおそろしく使いにくいんですか。

田中：私は、家裁のウェブサイトに出ている書式が苦手だったので、自分で作成した訴状形式を使用していました。しかし、つい最近、若手とおしゃべりをしていたら、裁判所の書式を使わないと調停期日がなかなか入りませんと言われて、愕然としています。

石黒：私は、文章をあの書式に打ち込むのは大変なので、「申立ての理由」のところは「別紙の通り」とだけ記載して、訴状と同じ書式の別紙を付けています。

近藤：え？ あれは、裁判官も書記官、調査官も入って一生懸命作ったんです。

兼川：見た目をすごく重視しているから。例えばたくさん入力したときに、欄が広がらないとか。

近藤：内容じゃなくて？ 要するに使い勝手が悪いと。

石黒：そのまま文字を打ち込む書式としては使いづらいということです。

近藤：それは全く考えてないですよ。書式に関しては。

兼川：でもそういうのを考えてくれないと、書式をウェブサイト上げる意味は実はない。

近藤：あれは基本的には当事者本人が手書きをすることを想定して、ウェブサイトに出している。もちろん、代理人にも使っていただいて、感情的な対立を激化させて合意成立に向けた話し合いがしにくくならないよう配慮した上で、互いの言い分を知って第1回期日に臨んでもらうことが目的で作られています。

兼川：でも今はみんな手書きするとは限らなくて、パソコンで入力したい人はたくさんいるので、考えてほしいですね。

田中：しかも、先ほども言いましたが、家裁の期日が入りやすいのは、家裁の書式を使った場合で、自己流の書式は待たされますよ、と。

石黒：私は、チェックすべき事項の記載場所が同じだと、ぱっと見たときに、書記官がチェックしやすいのだと言われました。

兼川：書く内容も訴状形式で書くより少ないですね。

田中：そう。訴状形式でも、同じ項目をもれなく美しく書いているのに、そんなこと言われても……。

石黒：私は、裁判所によって異なっている書式を同じものに統一してもらいたいと思います。以前、都外の裁判所に、東京家裁の書式を使って後見開始の申立てをしたら、財産目録等が当庁の書式とは違うから出し直せと言われました。それにかかる時間を考えると、全国で統一してほしいですね。

近藤：東京家裁で新法が施行される前に準備したものは、基本的に全部全国発信はしているんですよね。でも各庁を拘束することはできないのです。

プライバシーへの配慮

兼川：非開示の申立てシートとか使われています？

石黒：DV系と著名人で私生活上の秘密を外に出したくないという事件のときには使いました。



会員
田中 みどり (47期)

兼川：証拠は、たくさん付けていますか？

田中：付けますね。基本は、「全部見てください」派。

兼川：まずはアドバンテージをフルに生かして。

石黒：私は、例えば、DV事案において、せっかく本人の現居所を秘密にしているのに、証拠として提出する調査嘱託の回答書などには秘密にしていた本人の現居所が記載されていることもあるので、裁判所に提出する書類については全て非開示とすべき部分がないか慎重に確認し、ある場合には、非開示の申立てを忘れないようにすることが大切だと思います。

田中：弁護士職務基本規程の守秘義務（23条）との関係が気になっています。特に、家事調停の場合には、戸籍謄本をはじめとして一般民事事件よりもプライバシーにかかわるような資料がたくさん出されますが、相手方の手に渡る文書は、先方がコントロールすることになってしまいます。もちろん、正当理由はありますし、無思慮に拡散することはないと期待はするものの、万一のことがあった場合には、代理人、つまり、私がそのような文書を証拠として出したからだと言われるのは嫌だなあと。

石黒：別途違う基準で懲戒事由になったりするのかなという心配ですね。

私は今、公益社団法人商事法務研究会の民事裁判手続等IT化研究会の委員なんですけど、今検討されている制度では、当事者は、裁判所が管理する事件管理システムにアップロードされた民事事件の訴訟記録を全ていつでも自由に閲覧複製ができることになりそうです。そうなってしまうと、DVやストーカー案件における相手方当事者の住所はどうなるのか心配です。

田中：そうみたいです。

石黒：DVやストーカー案件では、現実に殺人事件まで起きているわけですから、民事裁判でも何らかの

手当では必要ですね。それに、私たちは別途懲戒事由に当たると言われるかもしれないというリスクにもさらされているからなおさらです。

田中：そうなんです。代理人は、家事調停実務の面だけでなく、別の側面からも検討しなければならないと思います。

石黒：DVは通常夫婦間の問題であり、例えば保護命令が出ているかどうかで何となくDV事案だと分かりますが、ストーカーの場合は、例えば貸金返還請求訴訟等、形を変えて出てくるため、本人に聞かないと判別が困難なので難しい問題だと思っています。

家事事件の報酬

兼川：家事調停の場合、着手金や報酬はどうやって決めておられますか？

石黒：私の事務所では、弁護士会の旧報酬規程を基にした報酬基準を使っています。それによると、離婚事件は着手金が30万円以上なのでそれを基準にしていますが、財産分与が附帯する場合で、申立て時にはまだ分与請求額が明らかでないとき、その部分の着手金をどう定めるかは悩ましい問題です。

兼川：成功報酬だけですか？

石黒：そのような場合、私は、財産分与分の着手金は受任時にはもらわないでおいて、その後、請求額がはっきりした時点でお支払いいただくというような特約を付けたりしています。

町田：私もたぶん同じ。

田中：うちは、家事調停の場合には、1期日いくら、ということにすることが多いです。私が調停をむやみに長引かせるタイプでないことを依頼者が知っていることもありますが、依頼者も後で追加請求が来ないという意味で安心してくれます。お互いに分か

りやすい明朗会計。

兼川：婚費の報酬ってどんなふうにされています？

石黒：旧弁護士報酬基準では、継続的給付債権の場合、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額を経済的利益の額として計算しているのではないのでしょうか。婚費の場合、この方式ですと、実体にそぐわず高額になってしまうので私は採用していませんから、よく分からないですけど。

兼川：もらってないのですか？

石黒：離婚と婚費の分担請求事件を同時に受けた場合、離婚事件の着手金が30万円だとすると、婚費は額にもよりますが、例えば、プラス10万円といった感じです。通常、両事件の調停は同じ日にやりますし、主張内容も重なる部分が多いので、依頼者と相談の上、そのような簡単な処理にさせていただいています。

町田：財産分与に関する成功報酬の考え方も実は難しくないですか。例えば夫名義で2000万円の財産があったとして、妻が1000万円もらった場合に、妻側の代理人が1000万円を経済的利益として成功報酬を計算するのは分かりやすいと思うのですが、多分夫の方にも1000万円の経済的利益があったことになるのかなと思うんですね。

でもそこで何か夫側の代理人に付いて1000万円経済的利益があったと請求する勇気はないような気がする（笑）。

石黒：妻が財産分与として1000万円を夫に請求した場合、着手金は、夫も妻も、1000万円を経済的利益として算定すると思います。ただ成功報酬はどうでしょうか。私は、1000万円請求されて、結局1000万円支払った夫側に成功報酬は発生するとは思えないので、このようなケースでは成功報酬は頂いていません。

さらに、家事事件の報酬で問題だと思うのは、法テラスの報酬基準が低過ぎるということです。あれが出てしまうと、一般的に家事事件は、長時間を要し、代理人の精神的負担も大きいにもかかわらず、低い報酬しか請求できなくなってしまいます。

かつて、横浜家裁の慰謝料請求と養育費請求の調停事件をセットで受けた時、法テラスからは最高額を出しておきましたと言われましたが、確か着手金は15万円でした。横浜ですと往復するだけで時間もかかる上、その後、解決までに数年かかりましたので、その額ですとほぼボランティアです。法テラスの報酬は、家事事件については労力の割にすごく評価が低いように思います。

田中：私自身は、法テラス案件はやっていません。ただ、法テラス案件をやっている弁護士からよく聞くのは、「報酬基準が安すぎる」ということですよね。国の予算を使った事業ですし、依頼者の方は償還義務があるし、四角四面でやらざるを得ないことは理解するのですが……。

兼川：それは、弁護士のボランティアに頼っているという話ですか？

田中：法律扶助協会時代を思い起こせば、法テラスも、弁護士のボランティア精神に頼った組織ではないかと感じます。昔はそれで機能していたかもしれませんが、今は、いろいろなひずみが出ているように感じます。しかも、たくさんの方々が利用するようになってきたことで、「法テラスはこんなに安いのに、先生の弁護士報酬はこんなに高いのですか？」という話になりかねない事態が起こっているのかもしれません。

進行がおかしいと思ったら

町田：最近の出来事なんですけど、面会交流事件で、



〈司会〉
会員
兼川 真紀 (48期)

申立人代理人を務めていて、相手方である未成年者の母親からずっと面会交流を拒否されている事件があるんです。その事件では、申立て後にお母さんが子どもを連れて転居したので現在子どもは遠方に住んでいます。もう1年以上継続している事件なんですけど、先日、調査官による申立人本人の意向調査がありました。調査は2時間くらいかけて行われたのですが、私は、1時間半くらいで別件があって退席したんです。そうしたら、私が退席した後に、調査官が申立人に対して、「子どもが遠方に住んでいるから東京家裁では丁寧な調査ができないので、次回調停期日までに、子どもの住所地に近い裁判所で丁寧に進めることを希望するかどうか検討してくれるように」と言ったんです。この事件は、当方依頼者の仕事有特殊で、移送されると、調停に出席できなくなるんです。それを依頼者が調査官に言ったのに、歯牙にもかけてもらえない感じでした。

私は、その調査官の言動には、問題があると思いました。代理人がついているのに、代理人が退席してから、移送のような管轄の話を本人にするのは間違ってますし、東京家裁では丁寧な調査ができないというのも、事実ではないと思います。子どもが遠方にいる場合、調査官を出張させて調査をしたり、試行的面会交流だけ、子どもの住所地の近くの裁判所の部屋を借りて行ったりできますから。

それで、言動が信用できない調査官が今後も事件を担当していくのは、困るなあと思って、その部の総括調査官から指導をしてもらえないかと、総括の調査官に電話で面談を申し入れたら、それは訴訟指揮の話なんだから、文句があるなら裁判官に言ってくれみたいな感じで会ってももらえませんでした。

その後、私は上記の経緯を説明の上、どのような対応をとってくれるかについて回答を求めた書面を

配達証明付きで東京家庭裁判所の家事一般部担当の次席家庭裁判所調査官あてに送ったのですが、無視されて返事も来なかったんです。

ただ次の期日に行ったら、調査官が2人に増えていました。事件は、調査官が2人も担当するような段階ではなかったので、そういうところで裁判所としては対応したつもりなのかなと思いました。

でも、東京家裁も対応の必要があると考えたにもかかわらず、私が送った書面に関する直接の連絡は全くなく、無視したままという家裁の対応は、非常識だと思います。

近藤：これは総括が言うとおり、事件の問題だと裁判所はとらえていると思います。一番効果的だったのは、担当裁判官に会うことだったと思います。

町田：担当裁判官も調査官調査直後の調停に出てきて、移送すると言っていたんです。その理由として、試行的面会交流を行うためには、調査官も2名つけて出張させなければならないからとか、試行的面会交流のための調査の場合、他庁に嘱託をすることができないとか、そういう話をしていましたが、前者については、調査官2名を出張させることになんの問題があるのか分かりませんし、後者については、試行的面会交流のための調査は他庁に絶対に嘱託できないなんてこと、ないですからね。だから、こんないい加減なことを言う裁判官に言ってもしょうがないとも思ったんです。子どもが遠方に住んでいるという理由のみで、移送をする必要性など全くないですからね。さっきも言いましたが、当方依頼者の仕事が特殊で、移送されると、調停に出席できなくなると言っているのに、それに対する裁判所の配慮は全くありませんでした。今でもなぜ移送にこだわったのか、分かりません。担当裁判官が手持ちの長期未済事件を減らしたかったんでしょうか。

近藤：遠方だからだめという話じゃないと思いますし、移送の判断の理由は分かりませんが、裁判官に話をすべきだったのではないかと思いますね。

私の経験ですが、事案の性質上女性調査官に調査をお願いしたいと要望したところ、立ち会っていた男性調査官が、次回期日に女性調査官が立ち会ってその後に調査をすると言うので、女性調査官の立会いのためだけに一期日設けるという杓子定規なやり方はおかしい、次回期日までに調査は可能ではないかと言ったところ、裁判官が入って評議をして、一期日無駄にせずに調査が行われたということがありました。調査官が言うような手順を踏むべき事案もあるかもしれませんが、その件はあてはまらないと思ったのでその場で意見を言いました。何かおかしいと思ったら、できるだけ速やかに裁判官に情報が入るようにするのが一番効果的ではないでしょうか。

兼川：調停の進み具合で疑問に思ったりちょっと不満があったりというときは、担当裁判官に面会するのが一番いいのですか？

近藤：基本的に裁判官が手続指揮をとっているわけですから、裁判官に意見が伝わるような方法を取るのがいいと思います。

兼川：調停委員に問題があると思ったときも裁判官ですか。

町田：すごく問題があると思われる調停委員にあたった時、上申書を出したことがあります。

石黒：調停委員については忌避ができないので、裁判官に言うしかないと思います。

町田：調停委員の発言に問題があるとき、裁判官に面会を申し込んで会ってもらえるのでしょうか。

近藤：私は、割合代理人に会っていたと思います。当事者の平等を害するなどの理由で代理人とは会わない裁判官もいらっしゃるようですね。ただ、調査官

の調査や調停委員の手続運営について問題があるとき、裁判官にその情報を伝えることは必要だと思うんですよ。もちろん、一方当事者の有利になるような働き掛けをする意図ですことは問題外ですけど。そうでない限りは当事者の平等に問題が生じるわけではないと思うんですね

兼川：ある調停で申し立てられてすぐ裁判官に面会を申し込んだことがあります。

近藤：弁護士は結構遠慮しますよね。たぶんその遠慮が、こういうことをしたら不利になるんじゃないかという思いもちょっとどこかにおありになるのかなという気がして。

兼川：それはあるんじゃないですかね。

近藤：裁判官はそんなに狭い考えで対応しないと思うんですよ。だからやっぱり問題があるなと思ったら率直におっしゃって、その結果必要があれば、回答はなくても何かしら動きがあります。

田中：先方から書面で返事が来なくても、現場での対応が変わったのならば、勝ったも同然。

兼川：事件を減らすと、裁判官にとってそれは何かポイントになるんですか？

町田：手持ち事件が多いと評価に響くのではないでしょう。

近藤：数字だけの問題ではありませんから。ならないですよ、そんなことだけで。

高裁との関係

近藤：高裁との協議会などで家事抗告事件や人訴の控訴事件でこのような問題ケースがあったということが紹介されるということがあります。個々の事件の審理の在り方などについても問題点を指摘されることがあるのですが、冒頭にお話しした事案の背景

事情による枠組みに関連するのですが、家事事件では、審判や判決をしたのでは事案の解決にはならないという事件が結構ありますよね。事件名とは直接関係がないところで背景事情を踏まえた調整を図って合意形成することが、現時点での解決策としては最良と考えられる事件が。そういう事案で家裁による調整が全く行われないうまま、審判や判決が出て、高裁にいったら事件名の枠を超えて調整が図られて、合意が成立したという事件の紹介がされることがたまにあるんですよ。これは、家庭裁判所としてやるべきことをやらなかったという反省をしなければいけない場面ですよ。背景事情による枠組みを意識して手続進行を図れば審判あるいは判決をしても事案の解決には繋がらないということに気付くと思うのですが、それをやっていない。高裁の裁判官が和解をなさってはじめてその事案の解決ができるというのは、家庭裁判所としては大いに反省しなければいけない場面だと思いますね。

石黒：ぜひそうしてもらえるといいなと思います。

近藤：家裁経験のない裁判官の中には、家裁は何をやるべきかということについて実務感覚が育ってない人もいます。高裁との協議会などでいろいろご指摘があって、少しずつでも気が付いて実務感覚が育っていきいと思いますね。

町田：裁判官って部屋に何人かいるじゃないですか。あまり相談などしないんですか？

近藤：部総括や若い方の性格にもよるところがありますけれども、普段からそれぞれが担当する事件の話をしている部では、若い方から遠慮なく相談を持ち掛けて、先輩からのアドバイスをもらえるという、そういう関係が築かれると思うんですが、黙々と仕事をしている部もある。部総括の性格や考えによって、部屋の雰囲気はだいぶ違いますね。



遺産分割

兼川：調停のときに調査嘱託は使っておられますか。

石黒：私は、結構、遺産分割や財産分与で使います。

兼川：すぐやってくれますか。

石黒：今はやってくれていると思います。

近藤：ある研究会で、家裁裁判官の財産分与の審理の実状紹介を伺ったことがあります。調査嘱託をわりと気軽になさっておられるように聞いたので、だいぶ以前と変わったなと思いましたけれども。

兼川：以前はあまり使わないようにという感じでしたね。

近藤：弁護士会照会をまずやってというようなことを。

石黒：相手方当事者が同意していないと、裁判所は、結構躊躇しますよね。

近藤：金融機関から、同意をもらってないと答えられないという回答が結構来ていましたね。それはおかしいんですね。現在はあまりそういうことはないんでしょうかね。

兼川：遺産分割では、何かパウチされたものを見せられて、遺産の範囲をまず決めます、これが決まらなかったら地裁へ行ってくださいとすぐ言われます。範囲の合意なども含めて遺産分割かなと思っていたんですけど、今はすごくきっちり言われるのですね。

近藤：それはそれでいいんですよ、10年戦争をしないためには。

遺産の範囲は、すぐ合意できるならばいいですけども、それがなかなかできない、期日を重ねて結局合意できないということになれば、そこでまた地裁でやってこなければいけないことになりますので、やっぱりそれは早い段階で整理される方がいいと思う。

昔の調停が本当にひどかったわけですよ。いったん遺産の範囲について合意して、10年もたってから結局遺産の範囲に争いがあるから地裁でやりますな

んて、そういうケースがあったんですよ。もうそれはやめましょうというので、今の手続運営になっていますので、そこは私は批判の対象にしてほしくないと考えます。

石黒：遺産分割調停で遺産の範囲を話し合うなら、労働審判じゃないけれど、例えば何回までと決めてその点をまず調停で話し合ってみて、それで決まらなかったら、先に裁判で決めてもらうということが大切なかもしれません。遺産の範囲といっても、争いはいろいろですから、どこまでで見極めをするのかを事前にちゃんと決めておくといいのかなと思います。

兼川：それはこちらで決めるんですかね。3回ぐらいの期日で、だめだったら次に行こうかなとか。

近藤：そういうふうに申し出をしたらいいんじゃないですか。こういうことで合意の余地もあるので、2回ぐらいやってももらえませんか。それで2回やっただめだったらば、こちらも地裁の方に訴訟提起しますというふうに、それはこちらでそう言ってもいいと思うんですよ。何か情報があると、それをきっかけに少しはやってみようかなということになる。

子どもは取った者勝ち？

兼川：親権者の指定などで、ハーグ条約の影響はあるんでしょうか。あれは国境を越えた連れ去りは元のところに戻せという話だけど、国境は越えないけど、家から離れたところへの連れ去りをどう考えるんだろうというも思っているんですけど、結局子どもの連れ去りは自由なんですかね？

町田：たぶんハーグの影響は全然ないですよ。相変わらず取った者勝ちじゃないですか。

兼川：取った者勝ちというのは正しいことなんですかね。

ちょっとご一報

——令和元年11月13日の朝日新聞記事より

離婚訴訟で使われる養育費の算定基準（判例タイムズ1111号）については、かねてから「金額が低く、母子家庭の貧困の原因になっている」との批判があった。最高裁判所の司法研修所が改定に向け、増額方向の新基準の詳細を、12月23日に公表するそうである。

町田：正しくないと思いますね。別居の時点でちゃんと話し合いをするべきだと思うんですよ。

兼川：別居が決まり、離婚に向けた話し合い中に父親が子どもを連れ去った事案で、もう時間も経ってるし、親権者は父親でいいかとは思いますが、話し合いの途中に連れ去るのは慰謝の対象じゃないかと思っているんですけど、考慮されないんですかね。逆の立場で考えると、母親って連れ去りたい放題連れ去っていて慰謝料も払ってないから、父親が連れ去ったときだけ払えと言えないのかもしれないなと思うけど。

婚姻費用・養育費・財産分与

兼川：婚姻費用の調停で、今は基礎収入について、専業主婦は働いていない人でも全員潜在的稼働能力100万円みたいな感じですか？

町田：先日、120万円と言われました。

兼川：ゼロはなくなってきた感じですよ。それで婚姻費用・養育費算定表を使うわけですけど、あの表に対するご不満とかありますか。日弁連基準も出ているけど、どうですか。

田中：親権を争う案件で、子どもの親権は絶対欲しいという父親もたくさんいますが、いざ、母親に親権を帰属させると決まったとたんに、養育費を出し渋る父親って少なくないですよ。

石黒：います。

田中：そういう場合、母親側は、「その気持ちを受けて、私が子どもを一生懸命大切に育てますから、子どもが経済的に困らないようにお金はたっぷりくださいね」と言いますが、ほぼスルーされますね。

兼川：財産分与についてはどうですか。

田中：夫が個人事業主ですと、会社の経費は使いた

い放題だけれども、自分の報酬は低廉に抑えている場合があります。出された資料を見ても、個人収入が著しく低い！

兼川：高級外車に乗っていたりするんですよ。

田中：それで金がないと言われても、納得できないのですが、でも、調べようがない。

石黒：私も、同様の経験があります。夫が一人で所有経営している会社の経理を勝手に操作し、自分の給与分を減らしてしまわれるとどうしようもないですよ。

兼川：裁判所はその辺をどう見るんですか。例えばお医者さんで一人医療法人でも、そこは法人だから別と見るんですかね。

近藤：そんなに機械的にはやらないです。やっぱり実態を見てやると思いますけれども。

町田：審判例とか見ると作為的に収入をなくしてしまっているような場合は、過去の収入でみるとか。

石黒：その立証をどうするかですね。

田中：夫は次代社長、現社長は夫の父親という家族経営の家業の会社で、次代社長である夫は、給料は低いままに抑えているのに、著しく派手な生活をしているという事案も経験があります。先ほどの個人法人とは違いますが、でも、同じく難しい案件です。依頼者も納得しがたい。

石黒：遺留分減殺請求なんかでも、遺産の中に非上場株があったりすると評価が問題になるわけですよ。決算書とかを見ないと算定できないわけですが、それが相手サイドの会社だとそれらを出してはくれません。以前問題になったときは、代表者が別人だったので、さすがに裁判所から文書提出命令が出たら出してくれましたが、なかなかそうはいかないと思います。

兼川：立証困難であきらめざるを得ないこともありますね。

人をよく見る目を持って

町田：冒頭で近藤さんがおっしゃった、調停のあるべき姿というのが、私も理想だと思います。でも、なかなか実現されてないですね。理由は、いろいろだと思いますが、裁判官の手持ちの事件が多すぎて、一つ一つの事件の細かいところまで目を配れないこととか、裁判所が妙に家事事件に慣れてしまっていて、普通の人にとっての大変な出来事が日常になってしまっている、ということがあるんじゃないでしょうか。だから、裁判所にも、変に事件慣れしないで、真摯に解決の努力をしてほしいですし、普通の人の感覚を持ち続けてほしいです。裁判所がもうちょっと変わったらいいなと。こんなこと言ってもしょうがないか。

田中：一般の方々にとって、おそらく最も身近な裁判所が家庭裁判所ですね。ですから、家裁の方も、利便性も含めて、利用者目線を大事にしてくれればいいなあと思います。

町田：私はそうは思いませんが、裁判官の中で地裁の方が家裁より上みたいなのってあるんですか？ 所詮お金の話に過ぎない地裁の事件と違って、家裁の事件っていろんな人の人生にもろに影響しますよね。だから、刃傷沙汰が起こるのも家裁だし、例えば、監護者の指定事件で、誤った判断をして、子どもの一生を損なうことだってあるわけです。

家裁にこそ、優れていて、やる気のある裁判官に来てもらって、困って、悩んで家裁を利用している人の事件について、代理人や裁判所で協力して、少しでもよい落としどころが見つけれたらいいなあと思います。

近藤：私が任官したところからかなりの期間は、おっしゃるように家庭裁判所の裁判官にしろ職員にしろ、

やっぱりちょっと低く見られている時代というのは結構あったと思います。

ただ、少なくとも私が辞めるころの家庭裁判所というのは、本当に裁判官の構成も地裁と変わらず非常に優秀な方もいらっちゃって、今は家裁を希望される方も多いと聞いておりますし、書記官も含めてどちらが上だとか、最高裁で低く見ているとかということはないだろうと私は思います。地裁も家裁も同じという時代が来るまでにはもうちょっと年月が必要かなという感じはします。

ただ、今、社会的に一番脚光を浴びているのは家裁なんですよ。そういう意味ではやはりその中で手続きである家事調停にしろ審判にしろ、人訴も含めてですけれども、もっと手続的にも整備されなきゃいけないし、それから家裁がやるべきことというのは何なのかということがもっと議論されなきゃいけないし、周知されなきゃいけないと私は思います。

家庭裁判所の実務というのは、特殊な面がありますよね。いろいろな職種との連携や後見的機能について考えながら仕事をしなければいけませんし。そうすると、そのような仕事に適する人とそうでない人がいるのではないかという感じはしています。家裁の手続きというのは、後見的な部分が特殊だから、そこへの理解がなかなかできない人が家裁に行くと、本人も大変でしょうが、当事者が困ったことになるんですよ。なので、そこはやっぱり適任の方に来てもらいたいなという、そういう思いはあります。

兼川：そこは人事の妙みたいなものですか。

近藤：家事事件には言葉では説明しにくい特殊な面がありますよね。その辺が感じ取れる方が向いているのですかね。各職種との連携や代理人との協働という面では、代理人や調停委員、調査官等の人柄や資質等をよく見ている方、そういうものを見ようと



する意識のある方ですね。

石黒：最初の方で述べたとおり、一般の民事事件は、通常、損得勘定で割り切れますが、家事事件は損得勘定だけで解決することは困難であるため、事件の背景にある当事者の気持ちや思い等を理解しようと努め、その気持ちや思いに共感した上で、当事者のみならず関係者全員の将来を見据えた解決を模索できるような人でないとだめなんでしょうね、きつと。

近藤：家事事件がらみの民事事件も多いので、もちろん限度もありますけど、そういう民事事件では、ある程度背景事情も取り込まないと、やりにくいと思いますよ。

兼川：よく見るというのは、代理人でも一緒ですね。結局よく見ている人がいい解決に結び付く可能性が高い。

近藤：最近は家事事件絡みの民事事件も多いですね。そういう民事事件だとある程度家事事件的な見方も取り入れないと事件処理しにくいような気がします。

これは民事も家事も同じだと思うんですけど、やはり事件にかかわる人間というのは、その事案の筋というか着地点、見通しですね、そういうものを測りながら関与していかないとイケませんよね。それって当事者をよく見るということにつながるじゃないですか。そこは重要なと思いますけど。

田中：とても重要！

裁判所との協議を実務に生かす

町田：普通の訴訟は、手に入る文献を調べたらできるじゃないですか。でも家裁の事件は、運用が時々変わり、そのような情報は、文献では入手できないし、

調べようがないです。潜在的稼働能力の件も、以前は、100万円だったと思いますが、最近120万円になってました。それも、裁判所によっても、違うのかもしれませんが。だから、以前の経験で依頼者に説明をしていると、説明が正確でないことがあります。

田中：確かに、びっくりすることがあります。

町田：ですので、そういう情報がどこかに集約されて、そこを調べれば、最近の運用が分かるという仕組みがあると便利だと思うのですが。

石黒：成年後見制度に関しては、東弁の場合、オアシスが家裁から得た情報をメーリングリストで随時提供していますよね。

近藤：東京家裁と弁護士会とで何かずっと続いていませんか？ 家事事件手続法の関係で始まった協議が。

町田：でももっと細かいところはどうですか？ どこかで情報を共有できるような、何かそういうものがあったら便利かなとか思うんですけど。

近藤：細かい話もしているように私は聞いてますが。

町田：そうなんですね。それは何を見れば書いてあるんですか。

兼川：発信されていないのかもしれないですね。

近藤：裁判所は発信しているし、それが弁護士会内部でも伝わっていると思っていますよ。

田中：弁護士会から「お知らせ」されても、そのお知らせ自体を気づかないこともあるかも。

兼川：そういう情報の受け取り方はもっと工夫した方がいいんじゃないでしょうか。裁判所と弁護士の信頼にもつながっていると思います。裁判所はこれだけ伝えているのに、何で誰もやってくれないんだろうと思っているかもしれないので、そこは課題だと思います。

とりとめなく話してきましたが時間です。今日はありがとうございました。



前最高裁判所判事

岡部 喜代子^{さん}

岡部喜代子元会員（28期）は、裁判官に任官後、弁護士登録及び大学教授等を経て、平成22年4月に女性の法曹資格者として初めて最高裁判事に就任され、平成31年3月に退官するまでの約9年間、最高裁判事を務められました。

今回のインタビューでは、最高裁判事としての思いや、意見を書かれた事件、最高裁から見た弁護士の活動など様々な視点からお話をお伺いいたしました。

聞き手・構成：佐藤 顕子，小峯 健介

1 最高裁判事になるまでの経歴等

——裁判官に任官され、その後弁護士登録されていますが、法曹界に入った経緯を教えてください。

私どもの若いときは、女性が何か職業を持って生きていこうと思えば医者か弁護士しかなかったのです。医者になろうという気はなかったので、弁護士という道があるのかなと思っていろいろ資料などを調べましたら、司法試験に受ければ弁護士のほかに裁判官や検察官という3つの道があることを知り、それであれば弁護士としてやっていくよりは、裁判官としてこつこつ勉強する方が向いているかなと思って、法学部に行くときから裁判官志望でした。早いですね、ってみんなに言われますが、当時は法学部に行くということ自体が変人という、そういう時代ですから仕方がなかったのです。裁判官としては、家事が5年、民事11年、1年刑事を担当しました。

——裁判官を退官したきっかけはありますか。

ちょうど東京家裁で遺産分割事件が大変な時期で、「遺産分割事件の処理を巡る諸問題」という司法研究の研究員に指名されて、かなり勉強したというのが

きっかけで、大学で教えたり、論文の執筆に取り組みたいと思いました。実務に役立つ論文を書いてみたいという気持ちでした。

——弁護士や研究者としてはどのような仕事をされたのですか。

初めは非常勤講師をかなりたくさんやりまして、それから東洋大学の家族法の教授になり、後に慶應大学ロースクールの教授になりました。学生に教えることも楽しい仕事でした。弁護士としての仕事はほんの少しです。

2 最高裁判事になった経緯

——最高裁判事になられた経緯を教えてください。

それは全然分かりません。突然電話がかかってきました。初めは言われている意味が分からなかったくらいです。考えてもないことで、あり得ないようなお話でした。しかし、事情が分かって迷う余地なく承諾しました。荷が重いかもしれないけれど最高裁で仕事ができることは大変ありがたいことと思いました。

——最高裁判事に就任するにあたっての期待や心構えはなにかありましたか。

実務家でもあるけれども、理屈っぽい実務家として頑張ろう、問題を解決するのに、理論と実務と両方からきちんと説明しようというつもりではいました。

——法曹資格保有者初の女性の最高裁判事として、意識していたことはありますか。

最高裁へ行く前も様々な審議会委員などをいたしていましたが、初めての女性ということが割合多かったので、後輩の道を狭めないようにきちんとした仕事をしようという気持ちはありました。この点は最高裁でも同様です。

それから、初めての女性ということで、今までと違う何か、新しい文化というかな、何かそういうものを持っていければいいなという気持ちはありました。それができたかどうかは別ですが。

3 最高裁の執務状況と審理

——毎日のスケジュールはどのようになっていましたか。

午前9時20分ぐらいに登庁しまして、午後5時に帰路につきました。部屋に入ると、だいたい台車二山程資料と記録がやってきて、それを朝から夜まで読む。夕方5時までとにかく読むということです。週に1回審議と法廷があり、そのほかは分からないことがあれば調べたり、調査官と検討し合ったり、そのような毎日ですね。自宅に仕事を持って帰ることもあります。記録を持ち帰るのは怖いので、必要な資料を作成して持って帰ることをやっていました。

——執務スタイルの変化はありましたか。

地裁、家裁の裁判官の時は、部屋にたくさん人がいます。同僚の裁判官とか、書記官も隣にいますので、事件が来るたびにみんなでいろいろ話し合っていました。最後は家裁だったけれども、調停委員さんとか家裁調査官とか、そういう人達といろいろな事件について話したりしましたけど、そういうことが減り

ました。ただ、最高裁は週1回の審議のときに裁判官が5人集まりますから、いろいろ話す機会があります。でも授業もありませんから静かな毎日となりました。

——在任期間の約9年間で関与した事件数はどのくらいでしょうか。

在任中私が関与して終局に至った事件数は、民事行政事件約9000件、刑事事件約6300件です。大法廷事件は、民事行政21件、刑事4件、合計25件です。大法廷事件が多かった時期と思います。調査官が報告書という形で出してくれているので、それを読んで、それから記録を読みます。事件の配点は機械的です。見たこともないような法律問題がきたり、いろいろです。そういう事件は調査官が資料を付けてくれますが、それでも分からないことがあるので、教科書を買ってきて読んだり、周辺の本を買ってきて読んだりして、進めていきました。

——持ち回り事件と審議事件は、どのように振り分けて審理されているのですか。

問題がある事件は、調査官が、審議相当（集まって話し合うのが相当）と振り分けて持ってきます。それに応じて対応しますが、持ち回り事件に振り分けられても裁判官の意見で審議に回されることもあります。こういう事件は難事件ですね。

持ち回り事件と審議事件の割合は、チェックした方によると、審議事件が約5%と言っていました。

——最高裁の審理の様子について差し支えない範囲で教えてください。

第三小法廷では、最初は持ち回り事件であっても、結構みんな意見を言ったり書いたりしています。週1回の審議日（火曜日）には活発な意見を言って、いろいろな事件について検討しました。持ち回り事件であっても、結構問題があるわけです。調査官が不受理意見で出してきたり、いろいろな問題があれば、話し合わないといけないことが結構ありまして、そう

いう場合には書面で意見を述べ合うこともあるし、火曜日に集まってみんなで話し合うことも結構ありました。1日の審議件数は、1件のときもあるし、平均すれば3件ぐらいでしょうか。

—— 審議事件の審理は、どのような形式でやるのですか。

小法廷の5人が集まって、配点された人が主任になりますから、その主任裁判官がまず報告して、それに対して順番に意見を述べていきます。それで意見が一致すればいいけれども、そんなに簡単に一致しないし、意見もそれぞれ少しずつ違ったり、いろいろ力点の置きどころや観点が少しずつ違ったりするから、そういうことについてまた合議するわけです。かなり厳密にやっていると思います。ですから1回で終わることももちろんあるわけです。例えば原審が明らかに誤っちゃったとか、そういうのはあっという間に終わったりする。難しいのになると1年かかることもあります。もっとかかるとか、期間はいろいろですね。調査官はその間、傍聴しています。

大法廷の審議は、15人で意見を言い合うという形で審議をします。15人になるとちょっと多いので、小法廷ほどは活発とは言えないけれども、とにかくみんな意見を言って、反対だったら反対意見を言う。

いずれにしても、初めいろいろな意見を述べますが、相手の話を聞いてできるだけ一致点を見つけようという発想ではあります。どうしても一致できないときは意見を書くけれども、一致できるかどうかというところまで詰めていくという形です。

—— 最高裁判決における意見や補足意見や同調などはどのように出来上がるのですか。

判決の起案はまず調査官がやってくれます。その後一字一句検討し修正します。個別意見をつけるときは最初から自分で書きます。多数意見がどうしても納得できないから書くわけですから、そこは書かせてもらってありがたいという思いでした。

また、補足意見などは、方向性を決めて同調するという方がいたらその誰か同調する方の意見を受けて2人分書く場合もありますし、共同意見とする場合もあります。1人が書いて、それに同調するという場合もあります。本当にいろいろですね。まずは法廷意見が出来上がって、それに対する意見となりますから、結論が出てから書き始めることになります。

—— 最高裁判事の立場からみて、弁護士の活動で良い印象が残ったものはありますか。

そうですね、Winny事件*1というのを担当しました。「Winny」って当時としてはかなり最先端のIT技術でしょう。私は初め分からなかった。これはどうしようかなと思って記録をずっと読んでいたら下級審で証人尋問をしていた。「Winny」の中身というか、どういう技術なのかということについて専門家を呼んで弁護人が尋問しているのですが、その尋問がすごく良くできていて、私みたいな人にも、「Winny」たるものは何なのか、どういう技術でどれだけ大事なのかということが本当に読んでいたら分かってきました。裁判官がどこを疑問に思うのかということを理解しているのだと思いました。

上告審に来たときの書面での良し悪しもあります。長いばかりというのがあり、何か出てくるんじゃないかと思って読んでいたら最後まで出てこなかったりする。やはり理屈がきちんとしていて、その理屈が事件の内容と合っているということが大事ですね。理屈だけ言われても困ってしまう、その点きちんとした書面を読むと、ああ、なるほどなって、納得できます。

—— 弁護士の書面などで、これはちょっと、と思ったことはありますか。

下級審の頃は、弁護士さんの活動に少々不足があっても、ここをこうしたらとか言って直してもらったりしていたんですけど、最高裁に来たらそういうことはないわけです。そうすると、弁護士さんの活動

* 1：最高裁第三小法廷平成23年12月19日判決・刑集65巻9号1380頁（Winnyというファイル共有ソフトの開発者について、著作権法違反罪の幫助犯の成否が問題となった事件）

がそのまま最高裁の記録の中にあって修正できない。それらを見ると、弁護士さんの仕事が結論に結構影響しているんだなというのを最高裁で改めて感じました。

問題だと思ったことの一つは、事件の実態と法律構成とがきちんと合っていないという場合です。この事件はこっちからいったらいいのに、別の土俵でやっているなというのが時々あります。それはどうしてかなって思うのですが、実態を見誤るとまではいかないけれども、当事者が言っていることをそのまんま言ってしまふ、もっと奥に何か本人たちが言えないけど、あるいは言わないけど、もっとこの辺が不満なのになというところを十分法律構成していないのではないかと感じました。あと、思い込みの激しい人というのが時々います。これが論点だとなったらそれで突っ走っちゃって、ほかのところを見てないみたい、いや、もうちょっとこの辺から見たらいいのに…、そういうことが時々ありますね。

こういうことを避けるための方法の一つに、どんな事件でも、ちょっとでいいから、基本書を1回読んでみて欲しい。準備書面を書くときに参考書とかいろいろなのを読むと思うんだけど、それと一緒に基本書をとにかく読んでみると。そうするとどこかに自分の考えの不足分とか、あっ、ここにこういう論点があったのか、案外条文はよくできているのね、みたいな、そういうことってあると思うのです。それをやってもらったら、ある程度違うんじゃないかなと思うことが何回かありました。

4 最高裁でかかわった事件

——最高裁でかかわった中で、印象に残っている事件はありますか。

一番注目を集めたという意味ではJR東海の事件*2。あれは民法714条という条文が明治民法のままなので、条文や社会状況の変遷した現代においてどう解

釈すべきかという問題になっているわけです。しかも、教科書も十分解説してない。大変難しい裁判でした。

—— JR東海事件の判決で意見を書かれています。

この事件の被告は亡くなった方の配偶者と長男でしたが、民法や精神衛生法の改廃などを通じて両者とも法定の監督義務者には該当しないと判断しました。その上で法定の監督義務者に準ずべき者に対しては衡平の見地から民法714条を類推適用して損害賠償を求めることができる、としました。法廷意見は両者とも法定の監督義務者に準ずべき者に該当しないとの判断ですが、私の意見は長男は該当する、しかし免責される、との意見です。本件事案は長男は該当するだけの行動をしているし、被害者救済の見地から妥当と考えました。

意見の最後のところに、「一般的に長男であることないし長男という立場に基づくものではないことを注意的に付言する」と書いているのは、誤解を避けるためです。

諸外国では、責任能力のない人であっても、加害者に資産があるときは資産の範囲で責任を負うという立法がある、そういう立法をすべきだと指摘する学者がいます。私も本当にそうだなと思います。高齢社会で本件のように加害者に資産のある例も今後増えてくるかもしれません。原審はかなり無理な法律論で、長男の責任を認めています、それは認知症の人がかなりの資産家だからといえます。その努力に対して敬意を表するのですが、最高裁としてはそのまま認めるというわけにはいかない、外国法にある衡平責任という新しい責任で認めましょうということも、それは立法の問題じゃないかなと思うので言えなかったということです。

——最高裁判例の評釈に対して、何か言いたい、ということはありませんか。

JR東海事件についてはご批判が多いと思います。

*2：最高裁第三小法廷平成28年3月1日判決・民集70巻3号681頁（認知症患者がJR東海の駅構内の線路に立ち入り列車と衝突して死亡した事故について、JR東海が認知症患者の遺族に対して損害賠償請求を行った事件）

言いたいことはありますが，評釈は非常に参考になります。今後の理論の発展を期待したいと思います。

——夫婦別姓訴訟判決*3で書かれた意見を出すにあたって，どのような考えがありましたか。

いろいろな観点から意見を言えると思いますが，私は憲法24条の合理性のところを書いていますが。合理性と言うと，合理性がないよねとか，合理性があるよねって何か価値判断的な問題になってしまうから，いまいち説得力がないんじゃないかなという危惧も一面ではあるわけです。でも理論的には無理がないし，判例の流れにも沿っているのではないかとあってこのようにしました。幸い女性裁判官や弁護士出身の裁判官に賛同していただきました。

——女性の最高裁判事がもっといたら，結論が変わっていたという事件はありますか。

別姓の事件はそういう可能性はあると思いますね，不合理さを実感していますから。ですからそういう事件はこれからもあるかもしれません。

5 最高裁判事を経て

——女性の最高裁の判事として，特に意識することはありませんか。

いや，私の場合はなかったですね。裁判官自体，仕事について差別がない。ただ最高裁判事になる裁判官が少ないし，最高裁の事務局に入る女性の裁判官も少ないのが残念です。でも地裁の裁判長になる女性とか，所長になる人がすごく増えていますから，だんだん変わってきていますね，希望はあります。

——最高裁の判事の中でも，もともと裁判官をされていて，その後弁護士登録され，研究職に就かれ，そこから最高裁の裁判官になられるという，珍しい経歴を経験されていますが，どのような感想をお持ちでしょうか。

どれもすごく興味深いし，やっぱり面白いです。弁護士さんのお仕事というのは，私も本当にちょっとしかやってなくて，広い仕事のうちの端っこのほんの少ししか経験してないけれども，当事者に直接会うので，すごく手間が掛かるという面と，だけれども成功すると非常に楽しいというか嬉しいというか，そういうことを感じました。最高裁では経験のいずれもが大変有益であったと思います。

6 若手弁護士へのメッセージ

——最高裁判事経験者から見て若手弁護士にこれから期待したいことはありますか。

十分やっつけていらっしゃるんじゃない？ 若手の方も頑張っていると思います。我々の頃よりずっと勉強されていると思います。ロースクールだってすごく勉強させています。私が望むことは，何か自分なりの得意分野を持って，立法や行政など多方面に携わるようになっていただきたいということです。

——長い期間，お疲れさまでした。

ありがとうございます。秋から慶應大学のロースクールで2週間に1コマ家族法を担当します。少しは後輩の育成に役立つとよいのですが。

——本日は，ありがとうございました。

いえいえ，とんでもないです。こちらこそ，このような貴重な機会を与えていただきありがとうございました。

プロフィール おかべ・きよこ

司法修習28期。1976年4月より裁判官として名古屋地裁，札幌地裁，大分地裁，東京地裁，東京家裁裁判官を歴任。1993年6月弁護士登録。東京弁護士会入会。2002年11月より中央労働委員会公益委員を務める。また，東洋大学専門職大学院法務研究科教授，慶應義塾大学法科大学院教授として教鞭をとる。2010年4月，女性の法曹有資格者として初めて最高裁判事に就任，2019年3月退官。

*3：最高裁大法廷平成27年12月16日判決・民集69巻8号2586頁（夫婦が同じ姓を名乗ると定めた民法の規定について憲法違反が争われた事件）

先進会員感謝慰労の会が開催されました

総務委員会副委員長 小坂 俊介 (57 期)

2019年9月18日午前10時30分から、「先進会員感謝慰労の会」が弁護士会館クレオで開催された。1979年10月に第1回を開催して以降、近時は年度末の時点で70歳以上の会員を対象として、本会の歴史を支えてこられた功績に感謝する趣旨で、「敬老の日」に因んで毎年秋に開催されている。本年度は、先進会員131名、ご家族25名、合計156名の参加者を得た。なお、本年度末（2020年3月31日）時点で70歳以上となる会員は1,298名である（2019年9月18日時点の当会会員8,543名の約15%）。

先進会員感謝慰労の会は、例年、前半の部として会長挨拶、役員等の紹介と外部講師を招いた講演が持たれ、後半は小宴が催されることが通例となっている（ただし、本年度は、小宴ではなくアルコールの提供をしない会食となった）。

遠藤常二郎総務委員会委員長の司会のもと、はじめに篠塚会長より、当会の126年の歴史の中で、最大の会員数を擁し、人権活動、憲法実現への取り組み、法律相談業務の拡大等において日本の弁護士会をリードする役割を担うに至った点に触れ、先進会員の長年の貢献への敬意と謝意が述べられた。また、先進会員の今後のご健康と共に、年齢に関わらず日々のご活躍が祈念された。続いて、会長と共に、副会長、監事、常議員会正副議長が壇上に上がり、紹介を行った。

次に、国際医療福祉大学医学部老年病科主任教授である浦野友彦氏による「超高齢社会の中で楽しく暮らす」というテーマでの講演が行われた。浦野氏は骨粗鬆症をはじめとした高齢者の活動性低下につながる原因究明とその治療法開発の専門家であり、講演は、要介護に陥らないための予防医療として、主に「転倒骨折」のリスクに注目した内容であった。すなわち、一度「転倒骨折」を起こすと入院から始まり、合併症、長期介護、誤嚥性肺炎、心不全といった典型的な要介護へのプロセスにつながり、自分らしい生活ができなくなることで、転倒による骨折の大きな原因が骨粗鬆症にあること、その予防のため骨密度測定や骨強化を意識した日常



生活を推奨することであった。また、骨を鍛えるためには重力負荷のかかる運動が好ましく、重量挙げとまでは言わないが、日常で楽しく軽い運動（散歩でもよい）を取り入れることが大切であるが、一方で、重力負荷のない水泳は筋力強化には良いが骨強化には意味がないという興味深い指摘もあった。続いて、転倒の原因となるサルコペニア（筋肉量減少）についての原因と予防や、ポリファーマシー（多剤服用）の問題、最後に、エンドオブライフケア（最後までその人らしく生きていくこと）の問題を、実際の終末医療現場の写真等を交えてご紹介された。

超高齢社会を迎え、高齢者が自分らしく生きることが注目されているが、会場も、用意した席が講演開始直後からほぼ満席となり、講演後も質問が飛び交うなど、参加した先進会員の関心の高さがうかがわれた。

講演終了後、クレオBCに席を移して行われた会食は、篠塚会長の挨拶をもって始められた。本年度よりアルコール飲料の提供を取りやめた点について、浦野氏の講演を踏まえて「転倒防止」がその理由であるとの篠塚会長の説明に、会場から笑いが出る場面もあるなど、終始和やかな雰囲気の中で、参加された先進会員は、旧交を温め、大いに歓談された。最後は、中西一裕副会長の中締めによって、名残惜しみつつ閉会となった。

なお、総務委員会では、次年度企画の参考にするため、先進会員のうち参加者等合計278名にアンケートを実施した。このうち「対象者を何歳以上とすべきか」という問いに対しては、75歳以上で良いという回答が多数を占めたため、次年度からは対象年齢を引き上げる方向で企画するか検討中である。

「人権の東弁」を後退させず、 持続可能な弁護士会を目指して

副会長 川村 百合 (49 期)

主な担当業務：憲法、人権擁護、刑事弁護、裁判員、刑事拘禁、刑事法、国際、外国人、公益通報、公設事務所、会務活動、ハーグ協議会等



1 危機的状況になるほど燃える…というのは、多くの弁護士の持つ特質かもしれない。

とりわけ、篠塚会長はそうである。副会長6人も、「理事者一体の原則」を合い言葉に、危機を乗り越えるのを楽しんでいる？

10月12日から13日にかけての東日本豪雨災害を受け、連休初日の13日未明に、会長から副会長及び事務局長・次長に対して、「可能な人は」という断りつきではあるが、会館に集合するようにLINEで指示が飛んだ。そして、13日の午前11時24分には、「会長が必要と認める場合」に該当するとして、東京弁護士会災害対策本部の設置を決めた。

即決即断。「時は人を待ってくれない」が、会長の口癖である。

2 弁護士会は任期1年限りの理事者がトップにいることから、職員と委員会の知識と経験に負って運営されるところが多い。理事者になって初めて気づく多くの問題に対処しようと動く頃には、もう任期も後半。これが何十年と繰り返されてきたのが、当会なのだろう。

そのような組織として、当会は弁護士法1条に則って、専門委員会の意向を大切にしながら、人権擁護活動に邁進してきたために、対外的な活動は増え、支出は増大し、財務状況が悪化した。

私は、自分自身の会務活動の経験から、当会が「大きな弁護士会」として、さまざまな人権擁護活動や公益活動に手を広げ、全国最大の単位弁護士会として、全国の弁護士会に先駆けて、これらの活動に邁進することに価値を見出してきた。他の弁護士会には取り組むことが難しい活動でも、財力のある当会であればできることがたくさんあると考えていた。

そして、自分がいろいろな委員会の委員として活動し、とりわけ委員長や事務局長の立場にあった時は、担当する委員会の要望を理事者会で通すことができるのが「良い副会長」とであると評価していた。

しかし、今年度理事者の一番の課題が財務改革である現状において、各委員会の要望を聞いて前年踏襲していたら、いっこうに支出の削減ができない。これまでではそれで良かったかもしれないが、今年度は「物わりの良い」副会長になってはいけないのだ。

「立場変われば」の典型なので、これはかなり辛い。

3 委員会に節約をお願いするからには…と、私たちも役員予算の節約に努めている。役員出張費一つとっても、数千円でも浮かせようと涙ぐましい努力をしている。当会の巨額の赤字財政から見たら「焼け石に水」ではあるが、「塵も積もれば山となる」。

副会長になると昼も会議をしながらお弁当を食べるから太ると聞いていたが、今年は、会のお金からお弁当を出す会議はなるべく設定しない。今のところ太った人はいないと思う。お弁当が必要な場合でも、福祉作業所の低廉なサンドイッチを頼み、障害者支援と当会支出削減の一石二鳥である。

なお、私費から、カップ麺を「箱買い」して備えてあるので、役員室にカップ麺の匂いが漂うことがある。

4 会財政のことばかり考えていては気が減入る。お金を使わずに当会をアピールするにはどうするか。今年度、「篠塚カラー」を前面に出した会長声明・会長談話を頻繁に発出している。その効果については、懐疑的な向きもあるかもしれないが、SNSを通じて広く拡散されたり、報道に取り上げられたりしている。

最後に、財務改革の中で槍玉に挙げられている公設事務所を担当する立場から一言。パブリック法律事務所所属の弁護士の大半は、当会職員の平均給与よりもはるかに低い給与で、一般の事務所が引き受けようとしない非採算事件を引き受けて、「法の支配を社会の隅々に」を実践している。

何を削り、何を残すか、当会の在り方が問われる。



今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第97回 災害大国日本の災害対策・対応と 改憲による緊急事態条項の必要性

憲法問題対策センター副委員長 津田 二郎 (57 期)

1 安倍首相は、本年9月11日、憲法改正について、「必ずや成し遂げていく決意だ」と強い意欲を示し、「新しい体制で憲法改正に向けた議論を力強く推進していく」と述べたうえで、国会で与野党が議論すべきだと強調したと報じられました（2019年9月11日 FNNニュース）。自民党は、憲法改正たたき台素案として①自衛隊明記、②緊急事態条項、③高等教育の無償化、④合区・地方自治体の4つを提案しています。

今回はこのうち、②緊急事態条項について述べたいと思います。

2 緊急事態条項とは、「災害に見舞われたり外国から攻撃・侵略を受けたり、緊急を要する事態が起こったときに憲法の一部の機能を停止して、国を守るために必要なルールを政府だけで決めて対応できるようにする」制度などと説明されています。

緊急事態条項について日弁連は「戦争・内乱等・大規模自然災害に対処するために対処措置を講じる必要性は認められず、また、同草案の緊急事態条項には事前・事後の国会承認、緊急事態宣言の継続期間や解除に関する定め、基本的人権を最大限尊重すべきことなどが規定されているが、これらによって内閣及び内閣総理大臣の権限濫用を防ぐことはできない」などとして反対意見を述べているところです（2017年2月17日付 日本国憲法に緊急事態条項（国家緊急権）を創設することに反対する意見書）。

3 ところで、ここ数年を振り返ってもわが国には度々大規模自然災害が発生しています。2011年3月の東日本大震災以降、2016年4月の熊本地震、2018年6月的大阪北部地震、9月の北海道胆振東部地震と震災があったほか、毎年のように台風や豪雨による被害が全国各地で発生しています。昨年、西日本を

中心に大きな被害を出した平成30年7月豪雨災害や今年8月末から9月の台風15号被害が記憶に新しいところです。これらの災害では、災害対策基本法や災害救助法の適切な運用とともに災害に対応するための人的・物的インフラの不足が深刻な問題として指摘されました。

4 さてこれらの大規模自然災害に対して、緊急事態条項の創設は果たして有効だったといえるのでしょうか。

株式会社帝国データバンクによる調査*1によれば、総じて民間が復興の進捗に貢献したと評価され、中央政府や地方自治体が復興の進捗の障害になったと評価されています。

状況は政権交代後も変わっていません。昨年の平成30年7月豪雨災害では、政府与党の初動の遅れの問題が強く指摘されました。これを教訓化してよいはずの今年の台風15号被害でしたが、台風が上陸し被害が発生した9月8日、9日に政府は適切な対応をとらず、11日に内閣改造を実施してそれまでの防災担当大臣も交代させたため、対応が遅れたと指摘されています。

5 このように大規模自然災害は毎年のように発生しているのに、残念ながら政府が適切な危機管理体制をとっていたとはいえない状況です。このような政府に権限を集中させるのが緊急事態条項です。

6 なお、地方自治体が自衛隊の出動を政府に求められない場合でも、政府の判断で自衛隊の出動ができるようにすべきとの意見があるようですが、自治体と政府が密に連絡を取り合うことで必要な情報の共有が可能ではないかと考えられますので、自治体为主导し国が後方支援を行う現行法のままでも十分対応が可能であると考えます。

* 1：株式会社帝国データバンク産業調査部「震災復興に対する企業の意識調査 — TDB 景気動向調査2012年2月特別企画 —」2012年3月5日
http://www.tdb-di.com/visitors/kako/1202/summary_2.html

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第35回 仕事と介護

男女共同参画推進本部委員 大和 加代子 (59期)

1 実母の頭頸部がん発見

2014年春、私の母（当時70歳手前）に頭頸部のがんが発見された。珍しいタイプのがんであったが、先進医療である重粒子線治療を行って治療部位の状態は安定した。その後、肺への転移が見つかったが体調に大きな変化はなく、母も仕事を続け、私も事務所を移籍したり、珍しく会務をするなどますます忙しくしていた。

しかし、腰椎への転移が見つかったからは急激に体調が悪くなり、亡くなるまで約半年間、入退院を繰り返した。

末期がんで一定の状態になり、年齢などの条件を満たすと介護保険が使える、母は要介護1の認定を受けていた。病気の発覚後、母と私の家族で同居していたが、家に戻っても私は日中仕事でいないので、入院中に、病院の担当部門等の協力で、一日に2回は誰かが訪問するよう手配できた。同居家族が居る場合、家事に介護保険を使えないため、自己負担で週2回の家事ヘルパーさんをお願いした。

2 大変だったこと、仕事・育児との両立

母は、入院中、病院の食事が合わず、私は朝晩母の病院に立ち寄り差し入れをしたが、市販のもので食べられるものは限られ、普通の食事と母の食事の調理の両立が難しかった。この点は、最後まで母の気に入る食事を準備してあげることができずとても悲しかったが、この数年で市販の介護食の種類やレシピが格段に増えたようである。母の死後、後見人等として複数の老人ホームの見学に行ったが、ご飯がおいしいところも多いので、長期戦の場合は、食事の面からも施設の利用も考えた方がよいように思う。ケアマネさん・ヘルパーさんも相性、得意・不得意があるため、できれば複数の方と会った方がよい。

基本的にはフルタイムでの業務を続けつつ、一部、

事務所の弁護士に復代理や共同受任をお願いしたが、所属事務所は全員がパートナーの経費共同事務所で、事件ごとに共同受任を依頼しなくてはならず移籍したばかりで当時は遠慮があり、事案によっては普段から共同受任をお願いしていた事務所外の弁護士と共同受任することもあった。その後、主治医に余命があと2ヶ月くらいという宣告を受けた時点で、母が死ぬまでなるべく事務所に行かないで仕事をすることにした。

といっても、特別なことは、私が業務に個人の携帯の番号を使わないため、携帯電話からIP電話の番号で電話の受発信ができる契約をしたぐらいであった*1。

ただ、当時は下の子がまだ保育園で、特に入院中はお迎えに苦勞した。また、会規上「介護をしていることのみ」から直ちに会務免除は認められておらず*2、規則を改定しても良いのではないかと思った。

3 今思うこと

今となっては、電話での連絡が多い自営という特色を生かし、もっと早く介護中心の生活に切り替えることができたと後悔している。また、色々なサービスを一度に利用開始するのは大変なので、普段から家事の外注やシッターの利用などをしてゆとりのある状態を作っておくべきであった。事件関係は、育休取得等で共同受任やグループウェア（サイボウズ）などで情報共有することに慣れていたのはプラスであったのと、新件については、人に頼むにしても先立つものが必要であり長期化しないことが分かっていたため、可能な限り断らなかった。所属事務所は形式的には特段の体制はなかったが、弁護士と事務局で15名程度で人的関係が良かったため、皆さん良く状況を理解し好きにさせてくれた。体制があったとしても、周りに当事者を応援する姿勢がなければ意味がなく、移籍するなり上述のような状態になった私を見守ってくれた所属事務所には感謝の言葉もない。

*1：今はアプリでスマートフォンを内線化するサービスが複数あり、携帯電話から事務所の番号での受発信が可能となっている。

*2：当会の会務活動等に関する会規第3条第2項(1)では「…介護…により会務活動等を行うことができず、又は著しく困難な者（略）」が会務免除の対象と規定されており、会員課に問い合わせたが、当職の場合「著しく困難な者」に当たるかどうか不明のため、育児要件での申請を勧められた（たまたま1回分未使用であった）。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第80回 中労委平成31年2月6日命令

(セブン-イレブン・ジャパン(中労委)事件/労経速2377号3頁)

コンビニエンスストアの加盟者について労組法上の労働者性を否定した例

労働法制特別委員会委員 友成 実 (59 期)



第1 事案の概要

1 加盟者は、コンビニエンスストアのフランチャイズ・チェーンを運営する会社Yとの間で、以下の内容を含むフランチャイズ契約を締結して、コンビニエンスストアを経営している。

(1) 会社Yは、加盟者に対し、商標を使用し、経営ノウハウを総合したシステム（店舗の内外装、商品構成の手法、仕入れ及び販売促進方法、商品の管理システム、会計システム等）を利用する権利を付与する。

(2) 加盟者は、原則として、年中無休かつ24時間、加盟店を開店し、営業することを義務付けられる。

(3) 加盟者は会社Yに対し、加盟店の売上総利益に一定の比率を乗じて算定されるチャージを支払う。加盟者は、営業収入から一定の諸経費を控除した金額を会社Yに送金した後、会社Yから、月次引出金、四半期引出金及び月次追加送金を受領する。

2 加盟者は、資金の調達や管理、従業員の募集・採用及び労働条件の決定、商品の仕入れ・販売方針の決定といった自店の経営に関わる重要事項の決定に係る業務に加え、接客・販売業務の管理・監督、伝票の整理・作成等の自店の運営全般にわたるマネジメントを日常の業務としている。新たに加盟店を出店した当初は、他の従業員等と共に、自ら勤務シフトに入って商品の発注、陳列、販売・接客、店舗の清掃、従業員のシフトの編成や管理・監督等の業務を自ら行うことが一般的である。

3 会社Yは、毎週2回程度、オペレーション・フィールド・カウンセラーを担当加盟店に訪問させ、加盟者や加盟店の店長等と面談して、担当加盟店の経営全般にわたる指導・助言等を行っている。

4 加盟者が加入している組合Xは、会社Yに対し、団交を申し入れたが、会社Yがこれに応じなかったことから、岡山県労委に救済を申し立てた。岡山県労委は、平成26年3月13日、加盟者は労組法上の労働者に該当すると判断した上で、会社Yが団交申入れに応じなかったことが労組法第7条第2号の団交拒否に該当すると判断した(労判1090号93頁)。会社Yは、これを不服として再審査を申し立てた。

第2 中労委の判断（要旨）

1 労組法上の労働者性の判断枠組み

労務の供給が業務委託等の労働契約以外の契約形式によってなされる者であっても、実質的に、①相手方の事業組織に組み入れられているか、②契約内容が相手方により一方的・定型的に決定されているか、③報酬が労務供給に対する対価といえるか、という判断要素に照らし、団体交渉の保護を及ぼすべき必要性と適切性が認められる場合には、労組法上の労働者に当たる。上記①の「事業組織への組入れ」の判断に関しては、補充的に、(a) 個別の業務の依頼に必ず関係にあるか、(b) 労務供給の日時・場所について拘束を受け、相手方の指揮監督に従っているか、(c) 相手方に対して専属的に労務を供給しているか、といった要素も考慮される。他方、労務供給者の事業者性が顕著である場合には、労組法上の労働者性は否定される。

2 加盟者の労組法上の労働者性

加盟者は、自ら資金を調達するとともに事業の費用を負担しており、また、損失や利益の帰属主体となり、自らの判断で従業員の雇用や人事管理等を行うことで他人労働力等を活用し、自ら選択した場所でコンビニ

エンスストアの経営を行っているのであって、資金の管理、商品の仕入れ及び営業日・営業時間について一定の制約はあるものの、なお経営者として相当の裁量を有する独立した小売事業者としての性格を持つ。加盟者は、会社Yから時間的・場所的拘束を受けて労務を供給しているとはいえない。マニュアルやカウンセラーの助言・指導を受けているものの契約違反を除いてこれらに拘束力があるとはいえず、加盟者は広い意味でも会社Yの指揮監督の下で労務を供給しているとはいえない。加盟者は、会社Yに対する専属性はあるが、そのことを重視すべきではない。これらのことを総合考慮すると、加盟者は、会社Yの事業組織に組み入れられていると評価することはできない。

フランチャイズ契約は、加盟者の労務供給や労働条件というよりは、加盟者による店舗経営という事業活動の態様について規定しているとみるのが相当であり、会社Yがその内容を一方的に決定していることは、加盟者の労組法上の労働者性を根拠付けるものとはいえない。

加盟者が会社Yから受領する金員は、契約の趣旨や加盟者と会社Yの関係の実態を踏まえると、加盟者の労務供給に対する報酬としての性格を有するものと評価する前提を欠く。

加盟者は、恒常的に独立した経営判断により利得する機会を有していて、顕著な事業者性を備えている。

以上を総合考慮すると、加盟者は労組法上の労働者に当たるとはいえない。会社Yが団交申入れに応じなかったことは、労組法第7条第2号の団交拒否には当たらない。

第3 検討

1 中労委は、INAX メンテナンス事件：最三小判平

成23年4月12日労判1026号27頁等の判例や平成23年7月労使関係法研究会報告書と同様の判断要素に沿って労組法上の労働者性を判断しているが、①事業組織への組入れの要件について、事業者性の有無を中心的に考慮して否定した点に特徴がある。中労委は、加盟者全体の労組法上の労働者性を問題にしているが、加盟者の業務内容、運営する店舗数、収入などは多様であることから、加盟者ごとの個別事情に応じた判断の余地もあると思われる。今後、裁判所がどのような判断を示すかが注目される。

2 本件では労組法上の労働者性が争点になったが、コンビニエンスストアの加盟者の労基法・労契法上の労働者性は近時の裁判例で否定されている（セブン-イレブン・ジャパン事件：東京地判平成30年11月21日労経速2375号3頁）。

3 地労委は、フランチャイズ契約を締結した学習塾の教室指導者についても、労組法上の労働者性を肯定しており（公文教育研究会事件：東京都労委令和元年5月28日命令）、フランチャイジーの労組法上の労働者性がどの範囲まで認められるかが注目される。

4 中労委は、加盟者と会社Yの交渉力の格差について、「使用者と労働者との間の交渉力格差というよりはむしろ、経済法等のもとでの問題解決が想定される、事業者間における交渉力格差とみるべき」と述べて独禁法に基づく保護を想定しているが、独禁法によって保護される場合であっても、団体交渉の保護を及ぼすべき必要性が認められ、労組法上の労働者性が肯定される場合もありうると思われる。なお、今回は、労働判例ではないものの、重要性和実務への影響を考慮して労働委員会の命令を取り上げた。

刑弁でGO!

第88回

トピック

勾留理由開示公判の活用

刑事弁護委員会 副委員長 大久保 博史 (62期)

委員 小林 英晃 (69期)

なぜこの事件で勾留決定がされるのか、なぜこの事件で準抗告が通らないのか、刑事弁護をやっていると、「人質司法」に対する怒りを覚えることは多いと思います。勾留を争う弁護活動は様々ですが、本稿では、あまり各所で取り上げられないであろう勾留理由開示公判（以下「開示公判」といいます）について紹介します。開示公判は、身体拘束からの解放のみならず、供述保全、取調べからの解放等、工夫次第で様々な活用できます。

【概要と手続の流れ】

1 請求の手続

勾留理由開示は、被疑者本人の他、その辩护人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族、兄弟姉妹その他利害関係人が請求できます（刑訴法82条）。勾留理由開示請求書には、対象の勾留についての勾留理由の開示を求める旨記載すれば足ります。しかし、裁判所から、具体的な質問事項を記載した求釈明書の提出を求められることが多いので、開示請求書と併せて求釈明書も提出するとよいです。

開示公判は、原則として請求から5日以内に開かれます（刑訴規則84条）。請求書を提出すると、裁判所から日程調整の連絡が来ます。休日に期日は行われないため、5日以内というのは意外にタイトなスケジュールとなることもあり、注意を要します。

2 開示公判の流れ

(1) 基本的な流れ

開示公判では、まず被疑者の人定質問が行われます。次に、裁判所が勾留理由について述べます。そ

れを踏まえて辩护人から求釈明を行い、裁判所はそれに回答します。最後に、被疑者や辩护人等による意見陳述が行われます。開示公判の公判調書は、後日謄写することができます。

(2) 求釈明での対応

通常、裁判所からの勾留理由の説明は、準抗告棄却決定書に記載される程度の抽象的なものに留まることが多いです。そのため、辩护人から積極的に求釈明をし、勾留理由について問いただす必要があります。裁判官は、「捜査の秘密のため」とか「証拠開示の手続ではない」と述べたり、単に「回答の必要はない」と述べるなどして、求釈明に対する回答を避けることが多いです。辩护人は、こうした裁判官の対応も見据えて準備をし、しつこく釈明を求めていく必要があります。

また、多くの場合、勾留決定した裁判官と、開示公判を担当する裁判官は別人です。開示公判は勾留決定当時の勾留理由の開示である、という立場を裁判所が取るならば、なぜ勾留決定した裁判官が理由開示を行わないのか等、個別事案以前の問題点について積極的に追及してもよいと思います。

求釈明については、特段、時間制限の規定はありません。裁判官によっては、求釈明を早々に切り上げ、意見陳述に入ろうとします。こうした不当な制限には抵抗し、必要な求釈明の時間を確保すべきです。

(3) 意見陳述の対応

意見陳述の時間は、1人10分以内とされています（刑訴規則85条の3第1項）。被疑者及び辩护人以外の請求者が開示公判を請求した場合は、当該請求者も個別に10分間意見陳述ができます（刑訴法84条第2項本文）。ただし、意見陳述ができるのは、最初

に請求した請求者一人のみです（刑訴法86条）。

被疑者や請求者の意見陳述の方法は、その個性や意見内容に応じて工夫すべきです。主尋問のような弁護人との問答の方法により陳述させてもよいし、書面を読み上げてもらう方法でもよいです。意見陳述の目的に応じて、最も効果的な方法を採用すべきであり、被疑者と十分に打ち合わせをして適当な方法を選択する必要があります。

弁護人の意見陳述では、基本的に、勾留の違法性、不当性について述べる場合が多いです。また、意見陳述の際には、口頭で勾留取消請求ができます。ただし、開示公判を担当する裁判官と、勾留取消を判断する裁判官は基本的に異なりますから、勾留取消請求の実効性を考えるならば、別途勾留取消請求の書面も準備しておくことが望ましいです。

(4) 公判調書

開示公判の公判調書には、裁判官の理由開示から求釈明、意見陳述の内容まで記載されます。この公判調書は、裁面調書となるので、特に被疑者に陳述させる場合には、陳述内容には十分注意すべきです。逆に、被疑者ないし請求者の供述保全には強力な手段ともなります。

【開示公判の活用法】

1 身体拘束からの解放に活かす

まずは、本来的な効用として、裁判官から引き出した回答を手掛かりに、効果的に身体拘束を争うことができます（特に、勾留延長を争う場合）。例えば、証拠構造を踏まえ、裁判所がどのような罪証隠滅を危惧しているのかが分かれば、その点をフォローするなどの対応を弁護人として行うことができます。他の勾留の要件についても同様です。

2 供述保全

開示公判での意見陳述は、強力な供述保全の手段となります。

例えば、被疑者に違法不当な取調べの状況を陳述

させ自白の任意性等の争いに備えることができます。取調べを受けている捜査段階での被疑者の供述保全の効果は無視できません。また、取調べが全く行われていないことを陳述させて勾留延長の争いに備えるなど、様々に活用可能です。

請求者の供述保全も活用したいところです。身元引受人を請求者として、監督体制等を陳述してもらうことも有効です。また、例えば親族間の事件で、被害者である親族の被害感情が乏しい場面では、被害者である親族にその旨陳述してもらえば、勾留の争いのみならず不起訴処分の獲得等にも効果的です。

3 取調べからの解放

開示公判当日は、被疑者は裁判所に移送されるため、基本的にその日は取調べが行われません。期日のタイミングを見計らえば、検事調べを回避することも可能です。

4 被疑者の勇気づけ

開示公判は、公開法廷で行われるため（刑訴法83条第1項）、接見禁止が付されている場合に、親族と顔を合わせることができます（もちろん、会話等は禁止です）。また、親族が請求者として意見陳述する場面を見ることで、被疑者が身体拘束と闘う上での精神的フォローも期待できます。

5 裁判所の監視

積極的に開示公判を求め、求釈明において厳しく裁判所を追及していけば、身体拘束について裁判所を監視することにもなります。「人質司法」からの脱却にも資するはずです。

【まとめ】

あまり活用されているイメージのない開示公判ですが、工夫次第で弁護人にとって大きな武器となります。ぜひ積極的に活用していただきたいと思います。

第79回

若手弁護士のための飲食店を紹介する

vol.2 法律事務所が多いエリアのお薦めお弁当①

編者：新進会員活動委員会

副委員長 大見 愛彩 (68期) 副委員長補佐 近藤 亮 (68期)

委員 広野 文治 (69期) 委員 後藤 玲奈 (70期) 委員 齋藤 魁 (70期)

新進会員活動委員会では、これまで、各分野で活躍している若手弁護士へのインタビュー記事や若手弁護士のお役立ち情報を発信する記事を掲載してきました。

2019年10月から消費税が10%となりましたが、お弁当を購入して持ち帰って食べれば軽減税率8%が適用され、積み重ねればちょっとした節約になりますよね。また、外食ではなくお弁当にすることでお金だけでなく時間の節約にもなるかと思います。

そこで、今回は、当委員会の委員より、法律事務所が多いエリアのお薦めお弁当を紹介いたします。

※ 本記事の情報・価格(税込。以下、価格は「(税抜)」とないものはすべて税込価格です)は2019年10月現在のものです。

1 内幸町・西新橋エリア



● 八十八楽 (こめらく) 日比谷店

牛カルビステーキ弁当 (750円)

内幸町駅直結富国生命ビルの地下2階と便利な立地(弁護士会館から徒歩約5分)にあるお店です。店内で提供されるお茶漬けも勿論お薦めですが、本記事で紹介させていただくのは店頭で販売されているお弁当です。肉系から魚系まで豊富な種類のお弁当を取り扱っておりどれも美味しいですが、特にその中でもお薦めなのが厚切りの牛カルビステーキ弁当(750円)です。お弁当のクオリティとは思えないボリュームのあるジューシーなお肉が魅力的で、午後の業務も頑張ろうと活力が沸きます。健康面にも配慮されており、お米は五穀米であるほか、お肉の下には大量のハウレン草が隠されていますので野菜もきちんと摂れます。付け合せのポテトサラダとマカロニもとても美味しいです。また何といっても嬉しいのが温かいご飯を入れてくれることでしょう。

● 焼肉 仁 JIN

焼肉弁当 (550円 or 500円)

こちらも同じく富国生命ビルの地下2階に入っているお店です。こちらのお店が販売しているお弁当の中で特にお薦めなのが焼肉弁当です。やはり焼肉店だからなのでしょう。とにかく肉が美味しいのです。タレもご飯が進む絶妙な味で箸が止まらず、あっという間にたいらげてしまうそんなお弁当です。ご飯は玄米と白米が選択できます。値段は玄米だ

と550円、白米だと500円と非常にリーズナブルでそこも魅力の一つかと思います。玄米はビタミン豊富で美容にも良いせいかとても人気のため、早い時間(11時30分頃~12時00分頃まで)に行かないと売り切れてしまうことが多いです。玄米をご希望の方はお早めに購入されることをお薦めいたします。

2 虎ノ門エリア



● 穂穂 (みのり)

トロ鯖の山椒醤油焼き弁当 (時価ですが600円程度)

法律事務所が密集する虎ノ門駅付近のお弁当屋で、「穂穂」と書いて「みのり」と読むお弁当屋さんがあります。ここは、店主が毎朝仕入れた魚介類を丁寧に炭火焼きにしたお弁当を食べることができます。メニューは日替わりで特に固定のメニューがあるわけではありませんが、お店の前に行くとい週間分のメニューをもらうことができます。当日の仕入れ状況によっては銀宝(ギンボ)などの珍しい魚も食べることができます。

ここの特徴は何といっても旬の素材にこだわったメニューであり、旬の魚介類を使った炭火焼きと旬の野菜の付け合せは何度食べても飽きません。全体的に薄味かつ低カロリーなお弁当ですので、健康にも良いお弁当といえるでしょう。

お薦めはトロ鯖の山椒醤油焼き弁当で、いつも食べている鯖の塩焼きとはまた違った香ばしい味を楽しむことができます。お弁当のご飯は白米と玄米を選択することができます。

が、低カロリーかつあっさりしている玄米がおすすめです。なお、かなりの人気店であり、概ね13時半には全てのメニューが完売してしまうため、早めの時間帯（なお11時30分頃開店です）に購入することをお勧めいたします。

3 日比谷エリア



● THE SPINDLE

サンドイッチセット等（756円～）

まず1店舗目は、ミッドタウン日比谷1階にあるLEXUSが運営するカフェです。

ランチは、サンドイッチセット（756円）、デリ4種セット（972円）とサンドイッチとデリ2種のセット（1134円～）が用意されています。

デリは8メニュー、サンドイッチは6メニューの中から自由に選べます。デリメニューは毎月変わるので、その日の気分に合わせて、野菜たっぷりの健康ランチやがっつりご褒美ランチなど、カスタマイズを楽しめるのが魅力です。

● インドカレー Diya

インドカレー（680円～）

日比谷エリア2件目は、ミッドタウン日比谷2階にあるインドカレー Diya のテイクアウトです。

スパイスが効いた本格的なインドカレーが楽しめるお店です。なんと、焼き立ての大きなナンもテイクアウトできます！

テイクアウトのメニューは、5種類のカレーから1種選ぶセット（680円）とカレー2種とタンドリーチキンセット（1000円）があり、オフィスで本格的なインドカレーが楽しめます。また、テイクアウトが出来上がるまでの間にはラッシーの嬉しいサービスがあります。

4 四谷エリア



● オーベルジーヌ四谷本店

欧風カレー（1080円～）

「欧風カレー オーベルジーヌ四谷本店」のテイクアウトをご紹介します。

実はこのお店、テレビ局の収録の際、控室に出されるお弁当にもよく利用されているそうで、芸人の方たちの中でもオーベルジーヌ好きが多いのだとか。

本店は、丸ノ内線の四谷三丁目駅を降りて、3分ほどのビル（福島ビル）の2階にあります。

かつては店内でも食べられたそうですが、現在はテイクアウト・配達専門で営業しています。

カレーは、まろやかでコクがあり、全体的に優しい味わい。ルー全体がバターと生クリームで滑らかにコーティングされている。そんな口当たりの良い一品です。

メニューも豊富で、ビーフ、ポーク、野菜といった定番メ

ニューから、海老、ホタテといった海鮮系、また、相性ピッタリのゴーダチーズのカレーも。

ごろん、と大きめにカットされた具材が、見た目にも食欲をそそります。

丁寧に炊きあげられたバターライスと共にいただく一品は、忙しさを忘れられる、至福のひと時です。ぜひ一度、ご賞味ください。

配達エリアも広く、霞ヶ関、大手町、虎ノ門、銀座、日本橋、八重洲等々、法律事務所が集中するエリアでも注文可能です（※ 配達は5000円からです）。

5 表参道エリア



● Luke's Lobster 表参道店

ロブスターロール（980円（税抜）～）

明治神宮前駅から徒歩3分程度のキャットストリートに、ニューヨーク発 祥のロブスターロール専門店「Luke's Lobster」表参道店があります。ここで食べられるロブスターロールとは、トーストしたパンに味付けされたロブスターの身をサンドしたものです。注文は外から行い、パラソルが設置された屋外のイートスペースで食べるかテイクアウトするかを選択できます。

メニューは、ロブスターの爪と拳部分の身をサンドしたロブスターロールに加え、蟹のほぐし身をサンドしたクラブロール、エビをサンドしたシュリンプロールが用意されています。ロブスターロールについては、レギュラーサイズと、それより身の量が多いUSサイズの2種を選択できます。また、ロブスターロール・クラブロール・シュリンプロールを組み合わせたハーフセットやトリオセットも用意されており、各種の味を堪能したい人にとっては魅力的なセッティングとなっています。

ロブスターロールを注文し実物を見た際の感想ですが、パンの大きさに比較してたっぷり詰まっており、食べる前から満足感が大きかったです。実際に食べてみると、トーストされたパンが香ばしく、ぎゅっ詰まったロブスターの食感及びロブスター本来の味を生かした味付けが絶妙で、大変美味でした。さらに、お好みで付属する唐辛子ベースのペースト状スパイスソースを付けて食べると、程よい辛さとエスニックさが加わって、良い味の変化球をもたらし、やみつきの感覚を覚えました。

他ではなかなか食べる機会がないロブスターロール、ぜひ一度は召し上がってみてください。

当委員会の委員に聞くだけでも魅力的なお弁当は盛り沢山であり、とても一回では紹介しきれませんでした。機会があれば続編を企画しておりますが、今回掲載できなかったお薦めのお弁当についても当委員会の委員に是非聞いていただければと思います。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

65期(2011/平成23年)

人の縁

新65期、東京修習3班、東京弁護士会配属。これが私の修習でした。3班は、弁護修習からのスタート。「貸与元年のかわいそうな期」「東京修習は人数が多いから、人間関係が希薄」「弁護修習スタートは、最初、修習生同士がバラバラになるので仲良くなりにくい」そんなネガティブな前評判も耳に入ったりもしましたが、結果的には、修習同期にも、諸先輩方にも人の縁に恵まれ、本当に楽しく充実した修習時代でした。

東京修習になったのは、深く考えたわけではなく、東京出身で、仕事も東京ですようになるので、という程度で希望し、その通りになったからです。元来、飲み会やその幹事が好きだった私は、上記のようなネガティブな前評判もあったので、だからこそ、人との交流、縁を大事にしようと心がけていました。

自分の修習地と班が決まってからすぐ、人伝に同じ東京修習3班の人を探して、修習開始前の11月に飲み会を開催し、1班70数名のところ、半数以上の約50名が集まりました。幸いなことに気の合う仲間が何人もいて、今でも定期的に飲んだり仲良くしており、本当に良い同期に恵まれました。

最初の弁護修習では、指導担当の弁護士のみならず、同じ事務所の先輩方にも親しく接していただき、日中も夜も、多くの時間を一緒にすることができました。配属先の事務所に、会派の活動を活発にする先輩がいらっしゃったこともあり、色々な弁護士の会合、飲み会にも連れて行っていただきました。その際のご縁で、就職する事務所も決まりましたし、現在も親しくさせていただいている諸先輩方にもたくさん巡り会うことができました。先輩方の、日中の仕事への真剣な取り組み

会員 高橋 弘行 (65期)



みと、飲み会での気さくで人間味のある様子に接するにつけ、弁護士という職業の素晴らしさ、やりがい、楽しさを感じるようになりました。

当会修習恒例の熱海合宿や、当会主催の起案や講義の際には、多くの修習委員の先輩方とも仲良くさせていただきました。弁護修習が本当に楽しく、修習委員の先輩方がとても素敵な方が多かったことから、私も弁護士になった後、1年目から現在まで修習委員をしています。自分が修習時代にお世話になった会員と、同じ修習委員として修習生の指導にあたる立場になり、「高橋くんも、修習生として元気に飲んで印象ばかりが強かったけど、だいぶ成長したものだね」等と言われると、本当に嬉しく感慨深いものがあります。

その後、刑事裁判修習、民事裁判修習、検察修習、集合修習と続きましたが、その間も、修習生同士の飲み会・旅行、弁護士の先輩との飲み会、裁判官や検事との飲み会等、大小様々な規模の企画を行い、人との縁を大事にして広げながら、楽しく充実した期間を過ごすことができました。

考えてみると、修習同期とは今でも仲が良く、就職も修習の縁で決まり、当時知り合った多くの先輩方と今でも親しくさせていただき、仕事面でも一緒にする機会が多く、自分も修習委員になる等、修習時代の縁が、その時期だけで終わることなく、現在も深く続いています。

いつまでも、修習時代の初心、人の縁を大事にしようという姿勢を忘れず、先輩からの恩を今度は自分が後輩に同じように返して行って、これからも頑張りたいと思っています。

71 期リレーエッセイ

また会う日まで

会員 中山 基義



「安易な道を選ぶのではなく、ストラグル*1しないとダメだよ」。昨年、私が司法修習生として配属された刑事裁判部のある裁判官の言葉だ。「ストラグル」。まだ法曹資格を有していなかった私の心に、この言葉が響いた。その裁判官は、最高裁判所調査官も経験し大変頭の切れる方で、「テキパキ案件を処理している」というイメージを抱えていただけに、その裁判官の言葉を意外に感じたのを覚えている。弁護士になったら、安易な道に逃げずにストラグルするようになりたい、そう思ったのであった。

弁護士になってから、私は「ストラグル」することを心掛けるようにしていた。どんな案件も私にとって初めてのことで、分からないことだらけである。先輩弁護士にとって当たり前のことが、私にとっては当たり前ではない。分からないことにぶち当たった時、先輩弁護士に解を求めれば、楽だし仕事も早く終わるかもしれない。それでも、私が刑事裁判部で出会った裁判官の言葉を思い出し、一歩立ち止まって、調べて、自分で考えてみる。こんな具合に日々案件と格闘していた。

それでも、色々な案件をやると、そうそう時間をかけていられないことも多い、というかそのような案件の方が大半といっても過言ではない。依頼者から短い納期が設定され、先輩弁護士への提出期限はそれよりももっと短く設定される。必要以上に考えすぎていると、時計の針はどんどん過ぎてゆく。結局、提出期限に間に合わず怒られたこともある。それに

加えて、自分なりに悩みに悩んで結論を出したとしても、先輩弁護士に簡単に却下されることだって多い。そんな経験を積んでいくうちに、次第に「効率化」や「早く終わらせること」を目指していた自分に気付くのである。

早く終わらせることを目指して仕事に取り組んでも、案外、しっかり考え取り組んだときと結果が変わらないこともある。そして、早く終わった方が気持ちいいし、仕事も出来た気になってくる。しかし、落とし穴はそんな時に待っているのである。自分ではこれで完璧と思っても、先輩弁護士にミスや検討不足を指摘される。見直してみると、もう少し検討していれば、もう少し丁寧にチェックしていれば、防げたようなミスであることが分かる。そんな時に脳裏をよぎるのは、やはり、私が刑事裁判部で出会ったあの裁判官の、あの言葉である。「安易な道を選ぶのではなく、ストラグルしないとダメだよ」

ストラグルなどしていても誰も気付かないかもしれない。ストラグルなどしていても、誤りは生じてしまう。安易な道に逃げたいという思いはいつだって生じる。そんな思いに駆られて、最近は安易な道に逃げがちかもしれない。初心を忘れていたのかもしれない。このリレーエッセイを執筆しながら気付く。今日からまた、刑事裁判部で出会った裁判官の言葉を思い出し、初心に帰り頑張っていきたい。そして、いつか、成長した姿を、ストラグルの集積を、感謝を胸にあの裁判官に見せられたらと思う。

*1：ストラグル (struggle) …苦闘すること。もがき。

『あなたが変える裁判員制度 —市民からみた司法参加の現在—』

大城聡, 坂上暢幸, 福田隆行 著 同時代社 本体 1,900 円+税

裁判員制度 10 年。市民が創った「裁判員白書」

会員 河崎 健一郎 (61 期)



被告人には真っ黒な、もうドロドロしたようなイメージのオーラが見えて、そのオーラがやっぱり、あー嫌だな、やっぱり来たくなかったなー、でもしょうがないもんなーっていうのを行ったり来たりした。ところが、その被告人を見る目がどんどんどんどん変わっていく自分がいたわけです。法廷の中でどんどん色んなやりとりがあって、自分が変わっていくことが一番俺の中で大きかったです。(50代男性) p.49

本書の一つの眼目は、ふんだんに盛り込まれた裁判員経験者の生の声(第1章)だろう。著者らは一般社団法人裁判員ネットでの10年に及ぶ活動を通じて、650件の裁判員裁判市民モニターを実施し、裁判員制度について考える「フォーラム」を18回も開催してきた。その多年にわたる継続的で粘り強い実践の中で、拾い上げられた裁判員経験者の声は実に多様で、迫力があり、ときに意表を突かれる。裁判員裁判が導入されて10年、この間の裁判員経験者は9万人を超えるという。これは、全国の法曹の数の2倍を優に超える数であり、その数は日々増加している。職業的に裁判に関わる法曹とは異なる新鮮な視点には、刮目すべき視点が多く含まれ、また、本書全体を通じての説得力の根源ともなっている。

続く第2章で改めて裁判員制度の概要が解説され、10年間の実施状況が分析されている。それを踏まえて展開される第3章が本書のもう一つの眼目といえる。そこでは、裁判員ネットでの実践を踏まえた、制度の改善に向けた精緻な議論がなされている。

特筆すべきは、描かれる改善提案の解像度の高さである。裁判員の経験を社会の共有財としていく上での大きな壁となっている守秘義務規定や、裁判員であることの公表禁止規定といった論点について、すぐにも取り入れることのできる改正文案(改正前後の対照表まで!)を示して、具体的な提案がなされているのである。本書は、多数の裁判員経験者とそれに寄り添う弁護士の手による、市民が創った「裁判員白書」といえるだろう。

本書の著者代表の大城聡会員と私は、原発事故の区域外避難者の支援を行う法律家団体と一緒に活動した経験がある。その際に、司法の場での問題解決に限界を感じた私達は、ロビイングなどの立法活動を行い、「原発事故子ども・被災者支援法」という法律の制定に関わった。この法律は衆参とも全会一致で成立したものの、その後の予算措置がままならず、理念法として葬られてしまった。そんな苦い経験を共有している。

しかし本書を読むと、その苦い経験すらも、大城会員の中では昇華され、本気で社会の制度を変えるためには何が必要なのか、考え抜かれた跡が読み取れる。それはおそらく、広く現場の声を集めて体系化することと、改善後の制度を可能な限りクリアな解像度で描ききること、その2つだったのではないかと。本書にそれは結実している。

共に取り組んだ挑戦と挫折の後に、彼が、自身のライフワークである裁判員制度の局面で、見事に一つの答えを出しつつあることに大いに刺激を受けた。



弁護士の「おしごと」を体験！

会員 高畠 希之 (54 期)

「弁護士って、どんなお仕事してるの？」

子どもから聞かれて、的確な返答に窮するのは私だけだろう。

「先生のご専門は？」という質問は最近よく尋ねられるようになったため、得意分野をそれなりに見繕って回答することにしているが、先の子どもの質問はより本質的な弁護士の存在意義を問われているような気がして色々と考えてしまうのである。子どもたちに分かりやすく説明するのは難しい。

そんな折り、千葉県・海浜幕張駅近くの仕事体験テーマパーク「Kandu（カンドゥー）」に弁護士の仕事を体験できるアクティビティができたと聞き、同業の妻と共に、小学5年の長男と1年の長女を連れて体験してみた。

弁護士体験アクティビティは、午前・午後の部に各1回ずつ、施設内のステージ上で開催される。参加する子どもたちが「カンドゥー法律事務所」の弁護士になって、窃盗の嫌疑で逮捕、起訴された被告人の無罪を目指して弁護活動をするというストーリーだ。

まず、ステージ脇の集合場所に集まった参加者は、お揃いの衣装を身にまとい、先輩弁護士役のインストラクターから進行の説明を受ける。衣装の雰囲気はどこぞのアニメの名探偵のようだが、胸の大きなバッチが弁護士感を高めるようで、何だかみんな誇らしげだ。

続いて、参加者たちは、インストラクターから事案の内容説明を受けるためステージ裏へ一旦引っ込んだ。暫くするとステージから離れて施設内を移動して帰ってきた。どうやら、アリバイを証言してくれる証人に事情を聴取してきたようである。

このような事前準備を終えて、ステージ上で公判手続が始まった。ステージ上にはアニメーションで裁判官と検察官が映し出され、冒頭手続から証拠調べへと

手続が進行していく。

参加者の弁護人たちは、ステージ上に並んで「証拠の取り調べに異議ありません」などのセリフを順々に発言していく。検察側・弁護側双方の証人に対する尋問も行う。論告求刑の後、最終弁論では被告人が無罪であることの根拠を3つ挙げて、裁判所と聴衆に訴えかける。まるで、裁判員裁判のようである。

そして、判決は…（ネタバレなので本稿ではここまでする）。

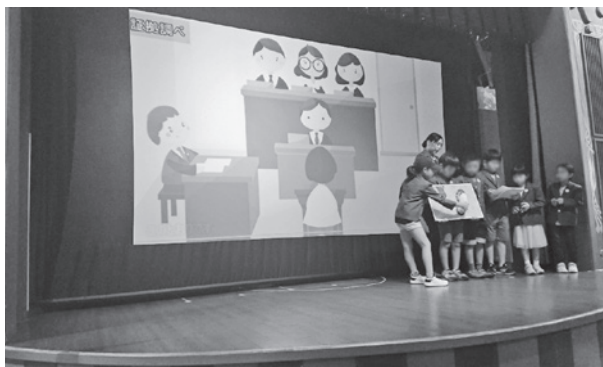
所要時間約40分のアクティビティは、日弁連が全面的なシナリオ監修を行っているとのこと、簡潔ながらも要点が押さえられており、安心して見ていられる。

参加した長男は、「逮捕されるのは悪いことをした人だと思っていたけれど、逮捕された人に話を聞いてみたら、結構いい加減な理由で逮捕されていてびっくりした」「証人に話を聞きに行ったり、証拠を集めたりして楽しかった」「裁判で使う言葉は少し難しかったけど、無実の人を助けるため、法律を武器に正々堂々と戦えたのがよかった」といった感想。

なるほど。言葉で説明するより、しっかりと何かを感じ取ってくれたようである。

一方、長女は、「他のお仕事よりも弁護士が一番楽しかった！ だって、目撃者の名前が「モクゲッキ」なんだよ!!」と満面の笑み。

暫くしたらまた来ることにしよう。



法律学・法哲学

『グローバル化と法の諸課題』中谷和弘／東信堂
『コジェーヴの法哲学 普遍等質国家における正義』堅田研一／成文堂
『カント自律と法 理性批判から法哲学へ』石田京子／晃洋書房

外国法

『中国不法行為法の研究』文元春／成文堂
『悪性格と有罪推認 イギリス控訴院判例の分析』中川武隆／信山社
『アメリカ合衆国憲法における連邦制度と裁判(対人) 管轄権訴訟』河原田有一／信山社
『中国の特許権侵害紛争における権利保護範囲の解釈と侵害判断』遠藤誠／日本機械輸出組合
『アジアの障害者のアクセシビリティ法制 パリアフリー化の現状と課題』小林昌之／アジア経済研究所

憲法

『人権の世界地図』Fagan, Andrew／丸善出版
『性別違和・性別不合へ 性同一性障害から何が変わったか』針間克己／緑風出版
『ヘイトスピーチに立ち向かう(別冊法学セミナー No.260)』法学セミナー編集部／日本評論社
『憲法基本判例を読み直す 第2版』野坂泰司／有斐閣
『憲法問題研究会メモワール 1958年～1976年(昭和33年～昭和51年)』池田政章／信山社出版
『個人情報保護・管理の基本と書式』長谷川俊明／中央経済社

行政法

『自治体担当者のためのPFI実践ガイドブック』民間資金等活用事業推進機構／中央経済社
『公文書管理における現状と課題』中京大学社会科学研究所／創泉堂出版

軍事・防衛法

『科学者は、なぜ軍事研究に手を染めてはいけないか』池内了／みすず書房

財政法

『自治体財務の実務と理論 改訂版』橋本勇／ぎょうせい
『判例から学ぶ政務活動費の実務』内田一夫／ぎょうせい

税法

『税務のわかる弁護士が教える税務調査に役立つ“整理表” 納税者勝訴判決から導く“七段論法”』谷原誠／ぎょうせい
『外国税額控除コンパクトガイド 令和元年版』羽床正秀／大蔵財務協会
『「通達」から読み解く保険税務』山本英生／税務研究会出版局
『逐条解説外国子会社合算税制』梅本淳久／ロギカ書房
『事業承継に活かす納税猶予・免除の実務 第

3版』牧口晴一／中央経済社
『Q&A115新時代の生前贈与と税務 令和元年改訂版』坪多晶子／ぎょうせい
『路線価による土地評価の実務 令和元年8月改訂』名和道紀／清文社
『Q&A贈与税・相続税の事業承継税制の実務詳解 非上場株式及び個人事業の納税猶予制度適用の検討に向けて』塩野入文雄／大蔵財務協会
『頼られる税理士になるための贈与からはじめる相続の税務』日本税務総研／中央経済社
『医療・福祉施設における消費税の実務 新版』安部和彦／清文社
『地方税務職員のための事例解説税務情報管理とマイナンバー』地方税務研究会／ぎょうせい
『図解地方税 令和元年版』石橋茂／大蔵財務協会

地方自治法

『条例の制定又は改廃の直接請求 住民発意による政策実現の困難』賀来健輔／日本評論社

民法

『新注釈民法 19 相続(1)』大村敦志／有斐閣
『非営利法人の税務と会計[2019] 8訂版』中田ちず子／大蔵財務協会
『社団・財団・信託を活用した資産・事業承継対策』品川芳宣／大蔵財務協会
『一般社団法人一般財団法人の実務 改訂版 第3版 設立・運営・税務から公益認定まで』熊谷則一／全国公益法人協会
『社団法人・財団法人の登記と書式 第3版』大貫正男／民事法研究会
『共有の法律相談』鈴木一洋／青林書院
『抵当権「代位」の法構造 担保法学研究、その理論と実務』斎藤和夫／信山社出版
『多数当事者間契約の研究』中舎寛樹／日本評論社
『契約書作成の実務と書式 第2版』阿部・井窪・片山法律事務所／有斐閣
『売買における買主の追完請求権の基礎づけと内容確定』田中洋／商事法務
『親族 第2版(新基本法コンメンタール) 民法第725条～第881条』松川正毅／日本評論社
『ケース別相続登記添付情報のチェックポイント』山北英仁／新日本法規出版
『相続法改正新しい相続実務の徹底解説 概説と事例QA』吉田修平／青林書院
『特別受益・寄与分と遺言の実務対応』松井淑子／清文社
『貸ビル・店舗・商業施設等 判例ハンドブック』永盛雅子／青林書院
『不動産賃貸借契約の実務入門』松田恭子／中央経済社
『土地賃貸借の法律相談』西村康正／青林書院

商法

『企業法務判例クイックサーチ300 第2版』喜多村勝徳／第一法規
『新時代のマネジメントシステムを標榜する内

部監査の創造』藤原良勝／丸善プラネット
『図解不祥事の予防・発見・対応がわかる本』竹内朗／中央経済社
『会社法コンメンタール 補巻 平成26年改正』岩原紳作／商事法務
『非上場株式の評価の仕方と記載例 令和元年版』松本好正／大蔵財務協会
『非公開株式譲渡の法務・税務 第6版』牧口晴一／中央経済社
『ガイダンス監査役・監査役会の実務』松山遙／商事法務
『これならわかる決算書キホン50! 2020年版』木村直人／中央経済社
『合併ハンドブック 第4版』玉井裕子／商事法務
『定期傭船契約論』小林登／信山社

刑法

『国境を超える市民社会と刑事人権 新倉修先生古稀祝賀論文集』酒井安行／現代人文社
『未来世代の環境刑法 1 Textbook基礎編』長井円／信山社
『未来世代の環境刑法 2 Principles原理編』長井円／信山社
『更生保護入門 第5版』松本勝／成文堂

司法制度・司法行政

『蟬脱の検察官』加藤康榮／法学書院
『50期代・60期代弁護士による新時代の事務所マネジメント 令和元年版』東京都弁護士協同組合／第一法規
『法律事務職員基本研修テキスト 第2版 上』日本弁護士補助職協会／日本弁護士補助職協会
『法律事務職員基本研修テキスト 第2版 下』日本弁護士補助職協会／日本弁護士補助職協会

訴訟手続法

『企業法務のための民事訴訟の実務解説 第2版』圓道至剛／第一法規
『民事裁判入門 裁判官は何を見ているのか』瀬木比呂志／講談社
『手続集中論』松村和徳／成文堂
『要件事実民法 第4補訂版 8 相続』大江忠／第一法規
『民事保全・非訟マニュアル 書式のポイントと実務』岡口基一／ぎょうせい
『書式個人再生の実務 全訂6版 申立てから手続終了までの書式と理論』個人再生実務研究会／民事法研究会
『子の親権・監護・面会交流の法律相談』平田厚／青林書院
『刑事手続法の論点』川出敏裕／立花書房
『取調べにおける被誘導性 心理学的研究と司法への示唆』Ridley, Anne M.／北大路書房
『脳科学と少年司法』山口直也／現代人文社
『少年非行』野村俊明／福村出版
『少年犯罪はどのように裁かれるのか。』須藤明／合同出版

経済産業法

『AI・IoT・ビッグデータの法務最前線』齋藤浩貴／中央経済社

『競争法における「脆弱な消費者」の法理 顧客誘引に対する規制と規律の複線化の考察』岩本論／成文堂
『漁業資源管理の法と政策 持続可能な漁業に向けた国際法秩序と日本』児矢野マリ／信山社
『建設業法の課題と実務対応電子契約化への法的アプローチ』匠総合法律事務所／新日本法規出版
『不動産取引における重要事項説明の要点解説』不動産適正取引推進機構／大成出版社
『紛争事例で学ぶ不動産取引のポイント』不動産適正取引推進機構／大成出版社
『実務解説資金決済法 第4版』堀天子／商事法務
『金融取引訴訟実務入門』圓道至剛／金融財政事情研究会
『基準の行間を読む不動産評価実務の判断と留意点』黒沢泰／清文社

知的財産法

『秘密保持契約の実務 第2版 作成・交渉から営業秘密/限定提供データの最新論点まで』森本大介／中央経済社

交通行政

『港湾セクターPPPの理論と実践』黒田秀彦／国際開発ジャーナル社

労働法

『労働における事実と法 基本権と法解釈の転回』豊川義明／日本評論社
『労働実務事例研究 2019年版』労働新聞社／労働新聞社
『企業労働法実務入門 改訂版』企業人事労務研究会／日本リーダーズ協会
『NPOと労働法』渋谷典子／晃洋書房
『ワークルールの論点 職場・仕事・私をめぐって』道幸哲也／旬報社
『建設業事業者のための最新労務管理・安全衛生・社会保険の法律と手続き』三修社
『塾講師の労務管理ハンドブック』長崎明子／日本法令
『自然災害時の労務管理の実務』労務行政研究所／労務行政
『働き方改革関連法・パワハラ対応の企業実務 最新通達・ガイドラインを踏まえた』岩出誠／中央経済社
『Q&Aハラスメントをめぐる諸問題 セクハラ・パワハラ・マタハラ・アカハラ・モラハラ』山梨県弁護士会／ぎょうせい
『解雇・退職の判例と実務』経営法曹会議／第一法規
『解雇・退職の判例と実務 続』経営法曹会議／第一法規
『「同一労働同一賃金」のすべて 新版』水町勇一郎／有斐閣
『Q&A同一労働同一賃金のポイント 判例・ガイドラインに基づく実務対応』別城信太郎／新日本法規出版
『高島道枝選集 第1巻 雇用・労働における男女平等をめざして』高島道枝／日本評論社
『使用者側弁護士からみた標準中小企業モデル就業規則策定マニュアル 改訂版』岡崎

教行／日本法令

『就業規則等整備のポイント 改正法と実務解説・規程例』白石紘一／新日本法規出版
『よくわかる在宅就業障害者支援制度の活用と事例 「みなし雇用」のすすめ』出縄貴史／日本法令

社会保障法

『障害福祉事業者のための障害福祉サービスと申請手続きマニュアル』三修社
『高齢者法 長寿社会の法の基礎』樋口範雄／東京大学出版会
『介護事業者のための最新介護福祉サービス申請手続きと書式』三修社
『必携法律家・支援者のための生活保護活用マニュアル 2019年度版』生活保護問題対策全国会議／耕文社
『母子保健法の解釈と運用 7訂』中央法規出版
『子育て支援と虐待予防』奥山真紀子／日本評論社
『社会保険・労働保険の事務手続 令和元年7月現在』五十嵐芳樹／清文社
『障害年金の認定基準 2019年度版』社会保険研究所

医事法

『判例ピックアップ 麻酔科・ペインクリニック 領域編』奥田泰久／メディカル・サイエンス・インターナショナル

衛生・環境法

『新型たばこ 健康影響と規制のあり方』医学書院
『共有資源管理利用の法制度』奥田進一／成文堂

教育法

『まんがでわかるみんなのスポーツ・コンプライアンス入門』スポーツコンプライアンス教育振興機構／学研プラス

国際法

『国際水路の非航行的利用に関する基本原則 重大損害防止規則と衡平利用規則の関係再考』烏谷部壤／大阪大学出版会
『「微用工問題」とは何か？ 韓国大法院判決が問うもの』戸塚悦朗／明石書店
『微用工裁判と日韓請求権協定 韓国大法院判決を読み解く』山本晴太／現代人文社
『WTO FTA CPTPP 国際貿易・投資のルールを比較で学ぶ』飯野文／弘文堂
『国際刑事裁判の政治学 平和と正義をめぐるディレンマ』下谷内奈緒／岩波書店
『Q&A外国人・留学生支援「よろず相談」ハンドブック 令和元年6月改訂』永井弘行／セリバ出版
『すっきりわかる！技能実習と特定技能の外国人受け入れ・労務・トラブル対応』藤井恵／税務研究会出版局

法令集

『働き方改革関連法 法律・政令・省令・告示・公示』信山社

医学書

『動脈硬化診療のすべて』磯部光章／日本医師会
『下部消化管癌に対する標準手術 手技習得へのナビゲート』山口茂樹／メジカルビュー社
『上部消化管癌に対する標準手術 手技習得へのナビゲート』白石憲男／メジカルビュー社
『肝癌に対する標準手術 手技習得へのナビゲート』新田浩幸／メジカルビュー社
『脂肪注入移植術』浅野裕子／克誠堂出版
『内科学書 改訂第9版 1 内科学総論 臨床症状』南学正臣／中山書店
『内科学書 改訂第9版 2 感染性疾患 膠原病・リウマチ性疾患 アレルギー性疾患、免疫不全症 呼吸器疾患』南学正臣／中山書店
『内科学書 改訂第9版 3 循環器疾患 腎・尿路疾患』南学正臣／中山書店
『内科学書 改訂第9版 4 消化管・腹膜疾患 肝・胆道・脾疾患』南学正臣／中山書店
『内科学書 改訂第9版 5 内分泌疾患 代謝・栄養疾患』南学正臣／中山書店
『内科学書 改訂第9版 6 血液・造血器疾患 神経疾患』南学正臣／中山書店
『内科学書 改訂第9版 別巻 基準値一覧 総索引、総目次』南学正臣／中山書店
『腎生検病理診断取扱い規約』日本腎病理協会／金原出版
『がんのリハビリテーション診療ガイドライン 第2版』日本リハビリテーション医学会／金原出版
『患者さんのための乳がん診療ガイドライン 2019年版』日本乳癌学会／金原出版
『双極性障害 第3版』加藤忠史／医学書院
『クレプトマニア・万引き嗜癖からの回復』Shulman, Terrence Daryl／星和書店
『脊髄損傷リハビリテーションマニュアル 第3版』神奈川リハビリテーション病院／医学書院
『腎臓内科レジデントマニュアル 改訂第8版』今井円裕／診断と治療社
『アレルギー性気管支肺真菌症の診療の手引き』「アレルギー性気管支肺真菌症」研究班／医学書院
『ムコ多糖症（MPS）Ⅱ型診療ガイドライン 2019』日本先天代謝異常学会／診断と治療社
『バセドウ病治療ガイドライン 2019』日本甲状腺学会／南江堂
『高齢者のがん薬物療法ガイドライン』日本臨床腫瘍学会／南江堂
『HTLV-1関連脊髄症<HAM>診療ガイドライン 2019』厚生労働省／南江堂
『ペインクリニック治療指針 改訂第6版』日本ペインクリニック学会／真興交易（株）医書出版部
『内科医・小児科研修医のための小児救急治療ガイドライン 改訂第4版』市川光太郎／診断と治療社
『腰痛診療ガイドライン 2019』日本整形外科学会／南江堂
『エビデンスに基づいた胆道癌診療ガイドライン 改訂第3版』日本肝胆膵外科学会／医学図書出版

「収容・送還に関する専門部会」に対し、 人権保障の観点からの抜本的な議論を求める会長声明

1 出入国在留管理庁は、本年9月19日、出入国管理政策懇談会に収容・送還に関する専門部会（以下「専門部会」という。）を設置すると発表した*1。

この専門部会の検討課題は「送還忌避者の増加や収容の長期化を防止するための方策」とされ、来年3月までに上記懇談会に最終報告を行うことを目標としている*2。

2 近時、非正規滞在者の収容の長期化傾向が極めて深刻な状況に陥っている。本年6月末現在の東日本入国管理センターの被収容者316名のうち6か月以上の被収容者が301名に上り、うち1年以上の者が279名に上る。同様に大村入国管理センターの被収容者128名のうち6か月以上の被収容者が110名に上り、うち1年以上の者が92名に上る。収容期間が2年や3年を超える被収容者も多数含まれている*3。

本来、退去強制令書による収容は、強制送還の準備のためだけに認められるものであるにもかかわらず、送還の予定が立っていない外国人や送還が法律上禁止されている難民申請者が収容され、しかも、その長期化が甚だしい入管行政の現状は座視できない。被収容者の中から死者まで出る事態に至ったことに対して、当会は再三にわたり、被収容者の人命を軽視した非人間的な処遇に抗議し、改善を求めてきたところである*4。

したがって、専門部会が設置されて議論が開始されること自体は歓迎し、専門部会において、長期収容の解決策が真摯に検討されることを期待する。

3 ところが、法務大臣は、収容の長期化に対する解決策として、仮放免の身元保証人となるべき者の適性検査の厳格化や保証金額の設定の見直しを指示したという*5。これは収容の長期化をさらに助長するもので、あるべき方向に逆行する。

収容の長期化に対する解決策としては、収容期間に上限を設けるのが最良である。実際、国連機関からは、日本政府に対して、収容期間に上限を設けるべき等の是正勧告が繰り返されており*6、他の先進国でも収容期間に制限を設けることが一般的であることを考えれば、上記指示の誤りは明らかである*7。

加えて、収容の長期化に対する解決策としては在留特別

許可の拡大等も考えるべきところ、法務大臣はそれらを想定していないと発言している*8。

4 このように、専門部会に対して収容の長期化に対する解決策の検討を依頼しているにもかかわらず、法務大臣が結論の先取りとも言える指示をすることは、専門部会の軽視も甚だしい。

専門部会においては、法務大臣等が想定する結論ありきの議論ではなく、国際的な人権水準も踏まえた人権保障の観点から、法的整備の必要性も含めた抜本的な議論がなされ、真摯な提言がなされることを期待する。

そして、議論の透明性を担保するため、会議や議事録の公開がなされることも併せて求める次第である。

*1：2019年9月19日開催第16回出入国管理政策懇談会
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri_06_00101.html

*2：「第7次出入国管理政策懇談会における「収容・送還に関する専門部会（仮称）」の開催について」（令和元年9月 出入国在留管理庁）
<http://www.moj.go.jp/content/001306008.pdf>

*3：福島みずほ参議院議員ホームページ（<http://mizuhoto.org/2091>）掲載資料による。

*4：2019年4月18日「入管収容施設で繰り返される被収容者の生命・健康の軽視や死亡事件に抗議し、適時適切な医療の提供及び仮放免の適切な運用を求める会長声明」、2019年7月1日「外国人の収容に係る運用を抜本的に改善し、不必要な収容を直ちにやめることを求める会長声明」、2019年7月31日「人間の尊厳を踏みにじる外国人長期収容と違法な再収容に抗議する会長声明」

*5：2019年10月4日法務大臣閣議後記者会見
http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_01170.html

*6：自由権規約委員会第6回（2014年）日本定期報告審査にかかる総括所見パラグラフ19、人種差別撤廃委員会第7回・第8回・第9回（2014年）日本定期報告に関する総括所見パラグラフ23、同10・11回（2018年）総括所見パラグラフ35・36、拷問等禁止委員会第2回日本定期報告に関する（2013年）総括所見パラグラフ9など。

*7：当会は本年3月5日、「出入国管理及び難民認定法の収容に関連する規定の改正を求める意見書」を発表し、収容期間に上限を設けることその他の法改正を提案している。
<https://www.toben.or.jp/message/ikensyo/post-525.html>

*8：脚注5に同じ。

2019(令和元)年10月31日
東京弁護士会会長 篠塚 力

当会会員に対する濫用的懲戒請求についての会長声明

1 いわゆる濫用的懲戒請求を受けたことが不法行為に当たるとして、当会会員（A会員）が懲戒請求者に対して起こした損害賠償請求訴訟が、去る10月29日、最高裁で双方からの上告が棄却されて終了した。これにより、本件懲戒請求が「民族的出身に対する差別意識の発現というべき行為であって」「弁護士としての活動を萎縮させ、制約することにつながるものである」として懲戒請求者に損害賠償を命じた東京高等裁判所判決（2019年5月14日付け）が確定した。

2 本件懲戒請求の原因となったのは、2016年（平成28年）4月22日に当会が発した「朝鮮学校への適正な補助金交付を求める会長声明」であった。この会長声明は、当会が会内の手続きを踏んで最終的には会長の責任において発したものである。もとより、その過程には多くの会員が関わっているが、個々の会員らが懲戒の対象となる謂れはない。

ところが、当該会長声明をめぐっては、A会員の他にも、B会員が「違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同」したとして、またC会員は「根拠のない懲戒請求は本当にひどい」などとB会員に賛同するツイートをしたとして、当会に対して2800件を超える懲戒請求がなされた。

また、同様の会長声明をめぐっては、全国で懲戒請求が起き、その数は13万件に上るとされている。

3 しかし、当会のみならず各弁護士会が発した意見書や会長声明をめぐって、個々の会員が懲戒請求されることは、筋違いと言わざるを得ない。

私たちが、各種意見書や会長声明を発するのは、弁護士が人権の擁護と社会正義の実現を使命としていることから、多数決原理の中で決まった立法政策であっても少数者の人権保障の観点から問題があると考えられる場合である。

そのことが懲戒の理由になることはあり得ない。

そもそも弁護士会がその会員に対する懲戒権を有しているのは、ときに権力と対峙してまで少数者の人権保障のために活動する弁護士にとって、懲戒制度が弁護士自治の根幹であるからである。

したがって、当会は懲戒制度の運用においても、「身びいき」と言われないよう外部委員を含む厳格な手続きで運用し、市民に信頼される制度としてきた。

ところが、近時、懲戒制度が濫用される例が散見され、弁護士に対し、人種差別的な言動を含む違法・不当な攻撃に利用されるようになり、懲戒制度が危機に瀕していると言っても過言でない。

自らの依頼者の人権擁護活動に粉骨砕身尽力している会員が、その活動によって攻撃を受けることは由々しき事態である。弁護士の人権擁護活動が攻撃にさらされれば、人権侵害の救済を自ら求めることができない市民の人権を弁護士が守ることが困難になりかねない。

4 上記のとおり懲戒制度は弁護士自治の根幹をなすものであることを踏まえ、「何人でも」請求できるものとされているが、当然ながら請求者にはその責任が伴う。

懲戒請求者の氏名は懲戒請求を受けた会員に反論の機会を与えるために対象会員に開示されるが、当会としては、濫用的懲戒請求の大量発生を踏まえ、必要に応じて本人確認書類の提出を求めるなどの懲戒制度の正常化へ向けた運用の改善を行う予定である。

私たちは、少数者の人権保障の最後の砦である司法の一翼を担う弁護士として、懲戒制度を正しく運用し、弁護士法の定める使命を全うしていく所存である。

2019年（令和元年）11月19日
東京弁護士会会長 篠塚 力

大掃除

